

平成24年3月13日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年3月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
4	2番 寺崎太彦 (続き)	1. 町づくりについて 2. 防犯対策について 3. 子育てについて 4. 行政改革について
5	8番 吉富 隆	1. 河川改修について（切通川） 2. 財政健全化について 3. 百条委員会について
6	6番 松田俊和	1. 予算について 2. 交通安全面について 3. 町内各施設について
7	7番 岡 光廣	1. 男女共同参画の現状 2. 上峰町これからのまちづくり計画 3. 市町合併について
8	3番 橋本重雄	1. 町村合併について 2. 交通安全について 3. 市政方針並びに主要施策について 4. 総合計画審議会について 5. 百条委員会告発、嫌疑不十分で不起訴となった件について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問、前日に引き続きまして、これより2番寺崎太彦議員の一般質問を続けます。

子育てについての執行部の答弁からお願いをいたします。

○住民課長（福島日出夫君）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから子育てについての児童虐待の発生予防対策はについて御答弁申し上げます。

児童虐待の情報については、乳幼児については保健師、または地区の民生委員さん、児童については小学校のほうから情報を聞くようにいたしております。今現在、虐待についての情報はございません。

こういった事例は非常に神経質なものでございますので、今後、発生した場合には慎重に取り扱ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

統計開始がですね、1990年の児童虐待の統計がとられて、そのときは日本全国で1,101件、2008年は3万7,323件、かなりふえていて、しかし、子供の虐待の数は減少しているとか言われます。これはなぜかと思うに、なかなか表に出ないで、最近、新聞報道やら虐待の報道をされて、それで虐待の数が減っているとか、そんなふうに言われます。

実際、上峰町じゃなかったんですけど、3歳児の歯科健診で、お母さんが子供さんを連れて健診に来られたそうです。やっと乳歯が生えそろったころなんですよ、3歳児といたら。全然治療もしていなくて、全部虫歯だったそうなんですね。歯科医がお母さんに、どうして治療されないんですかと尋ねたそうなんですね。ああ、うちの子は我慢強いですもんねと。ああ、そうですかと。それで、しかも、私の仕事も忙しいですもんねとか言われたそうなんですよ。これはその歯科医の先生はすぐ保健所に、ネグレクトですか、育児放棄で通報された、そういうケースもあるんですよ。なかなか表に出ないんですけどですね。

やっぱりなかなかこういうことを、町が一時的に通報する通報先になって、どうですか、その職員が児童虐待の専門的知識はありますか。そこら辺をお答えください。

○住民課長（福島日出夫君）

専門的知識ということでございますけれども、幼児の育児については保健師がそういったノウハウはよくわかっていると思うし、また民生委員さんはその地区の状況を把握されておられますので、そういう方々の情報を頼りに私どもは管理していくというふうに考えております。

○2番（寺崎太彦君）

今度、児童虐待があった場合の児童の安全確認、確保等から創設された新たな立入制度が導入されましたけど、そういうのはどうでしょう。

○住民課長（福島日出夫君）

そういった部分についても、やはり地区に、地域に精通されている民生委員さん並びに区長さんのほうにも、そういったことでのお願いもしていきたいというふうに思っております。以上です。

○2番（寺崎太彦君）

保健師はやっぱりそんな知識はあるかもしれませんが、先ほど地域の民生委員さんとか言われたんですけど、なかなか民生委員さんは守備範囲が広くて、そこら辺まで目が届くものではないでしょうか。民生委員さんは結構いろいろ守備範囲が幅広いから、どうなのでしょう。そこら辺はどうですか。

○住民課長（福島日出夫君）

民生委員さんの件では、そうですね、専門的にといったら、それはないのかなということもありますけれども、そういった経験を踏まれた方も結構おられますので、そういったちょっとしたきっかけでもあれば、またその解決策が見つかるんじゃないかなと思うと思います。

また、こういった事案については、児童相談所もございますので、そちらのほうでの情報なり協議を行っていくようには思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

行政改革について、まず公用車の管理方法について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。行政改革についての公用車の管理方法が統一され、改善点はこの寺崎議員からのお尋ねにお答えを申し上げます。

公用車の日々の運行管理に関しましては、その車を配置しております所管課で行っております。車両の購入、それから廃車、車検、修繕など、そういうものにつきましては、企画課財政係のほうで一元管理を行っております。現在、消防車を除きますと17台の車を所有しております。教育委員会のほうに4台、本庁のほうに13台を配置いたしております。

今年度、公用車運転日誌の書式の変更を行っております。これにつきましては、平成23年8月1日の決算審査の際に、監査委員より運転日誌のつけ方、その書式につきまして御指導がございました。そこで、早速8月2日からその改正に向けて事務を進めまして、8月15日の課長会で意見の集約を図っております。同日付で上峰町公用自動車管理規程の一部改正の発議を行い、改正をいたしております。

その改正点でございますけれども、従前は使用しますと1件ごとに日誌に記入するという方法でございました。ですので、書式もそういうふうになっておりましたけれども、その1件ごとの記入の方法から、記入は1件ごとに行うんですけれども、月単位にまとめまして、月末にその日誌を担当課長が必ず確認して決裁するというふうにしたものでございます。これによりまして、毎月の使用頻度、それから給油量が一目瞭然となり、その用紙につきましても節約ができております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

財政面から見ると、公用車をいかに効率化して運用していくかということが大切だと思います。したがって、公用車の低公害車への切りかえ等による燃料費の削減、それとかアイドリングストップ等のエコドライブの推進、そして運転の交通安全教育ですか、その実施等、それとE T Cなどの導入によって割引料金の活用など、そこら辺はどうでしょう。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

今現在、17台所有をいたしておるということでお答えいたしましたけれども、この17台のうち7台が22年度、23年度に国からの交付金によりまして買いかえをいたしましたものでございます。この買いかえに際しましては、普通自動車から軽自動車のほうに変えておりますので、特別のグランドキャビンとか、教育委員会のほうで必要とされるカラーフィールドターとか、そういうものを除きますと、普通車のほうから軽自動車のほうに車を小型化することによりまして燃料の節約ということを考えております。

その際には、今はやりのアイドリングストップというものはございませんでしたけれども、今現在所有しております車の中にもかなり古いものもございますので、それらにつきましては、次の車検切れのときに買いかえを考えておまして、その際には、先ほど議員おっしゃったような車のほうにだんだんシフトしていくということで考えております。

それから、交通安全教育でございますけれども、運行管理者が私になっておりますので、私のほうで講習会があって講習を受けました際には、ウェブウォーカーを通じまして、回覧板を通じまして、年末年始とかお盆とか、一般的な秋の交通安全週間とか、そういうものにつきましては連絡をするようにいたしております。

改めまして職員に交通安全に気をつけるようにということにつきましては、できましたら定例的にということで今後は実施をしていきたいというふうに思います。

それから、E T Cのことでございますが、今現在、E T Cは総務課のほうの車と教育委員会の車につけておりますけれども、通常は余りE T Cを使って遠くへ行くということにはございませんので、そのE T Cによる効果というのは現在は余りないのかなということでは考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

車のかぎの管理と車の運行の管理ですか、課で管理されているか、一元的に管理されているか、そこら辺はどうなのでしょう。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

かぎにつきましては、先ほど申しあげました主管課のほうで配置をしておりますので、担当の課長が管理者となって、かぎは保管をいたしております。

それから、その管理の日誌につきましても、その車の配置しておるところで管理をさせていただいております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどの答弁で車は課で使っているとのおっしゃられましたけど、それは何ですかね、企画課か何かで集中的に管理して、一台一台の稼働率を上げたり、パソコンとかなんか、車の空き時間等があれば皆さんで使っていくような、そういう管理はできないものなのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

車につきましては、基本的に今現在役場で使用しておりますウェブウォーカーネオという情報系のソフトによりまして管理を行っております、会議室と同じように、施設の貸し出しのところに公用車の部分がございます。ですので、例えば、私どもが教育委員会のほうの車をいついつ借りたいということであれば、その空き状態を見て、そっちのほうに申し込みをすることができるようになっております。それは日程を見てもらえば一目瞭然で、すべての公用車について、空き時間があれば、そこに自分の予約を入れることができますので、従前よりもそこら辺はスムーズに動いているということで考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

「のらんかい」バスみたいに、公用車に有料広告等をすることは可能ですかね。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

「のらんかい」バスを広告収入を得なさいというようなお話がありまして、たまたま私が担当のときにそれを始めたんですけども、そのときに、おっしゃるように、公用車についてもというお話もあっておりました。その後、公用車については結局話が進んでいなかったようでございますけれども、公用車について広告収入を得るような形は不可能ではないと思

います。ただ、公用車でございますので、そこら辺の賛否両論、両方あるのかなという気もしますので、今後、そこら辺は検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

なかなか財政厳しい中、少しでも財政が入ってくればいいと思いますので、ぜひともそこら辺はよろしくお願いいたします。

それから、公用車が17台あって、22年度、新しく7台入ったということなんですけど、昔の車は「上峰町」と名前が入っていましたが、この7台は入っていないかと思います。どうして入っていないのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

簡単に申し上げますと、名前を入れるのもお金がかかりますので、一応経費の節減面から入っていないという状況でございます。今まではですね。そこら辺もきっちり入れたほうがいいのか、あります。リース車も一部、うちの場合は2台ほど入っておりますので、所有している車、リース車、いろいろございますので、そこら辺もあわせて統一的に、今後そのあり方というのを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

財政面から考えて入っていないということなんですけど、そんなにかからないと思いますけど、やっぱり普通の企業やったら会社の名前を入れて宣伝していく。やっぱりほとんど入っていると思います。住民の目を意識して、そんなふうに町の名前が入っている車が動いていると、ああ、仕事してあるんだなとか思われると思います。実際、ちょっと前なんですけど、役場の職員が出張帰りか何か知らんけど、「上峰町」と入った公用車で来て、レンタルビデオ屋さんに返しよつたと、そういうこともあるんですよ。実際、名前が入っていないと、公用車か自分の車かわからないと思うんですけど、ぜひともそこは入れてほしいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

早急に町長と相談して、対策をとりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

では、次に進みます。

「のらんかい」バスの委託料、広告収入、利用者等について執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから、寺崎議員の質問の行政改革についての要旨の「のら

んかい」バスの委託料、広告収入、利用者数等はの質問にお答えをいたします。

お手元に資料を提出しておりますので、資料に沿って説明をいたします。

まず、委託料なんですけれども、平成18年度、19年度につきましては15,600千円で、平成20年度は通常の委託料金15,750千円と、高額修理が発生しておりますので、1,386千円をプラスしまして、17,136千円になっております。また、平成21年度につきましても、通常料金15,750千円と高額修理480千円を足しまして、16,230千円になっております。平成22年度につきましても、15,750千円ということになっております。

次に、広告収入なんですけれども、広告収入につきましては、多い年で平成21年度、3社ありまして240千円、平成22年度につきましても152千円ということになっております。

運賃収入、これにつきましては、利用者数は平成18年度以降で多い年で平成19年度の4万27人の利用者で、利用料収入2,176,950円ということになっておりますが、平成22年度につきましても3万1,839人の利用者で、利用料につきましても1,825,950円ということで、減少の傾向にあります。

以上で答弁を終わります。

○2番（寺崎太彦君）

通学福祉バス「のらんかい」、これは予算特別委員会でもちょっとダブるところがあるかと思えますけど、広告収入と運賃収入、これは委託先にやっているんですよね。やっているなら、バスは町のものだから、バス代や何かのリース料か何か、そういう感じで取るのが普通だと思いますけど、どうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、委託料の額につきましては、必要な総経費ですね、それから営業収入、先ほどの広告収入、利用料を差し引いた金額を基本として支払うということになりまして、基本的に必要な総経費というのが、先ほどのバスの賃借料も入れますと総経費になってきますので、基本的には戻して入れるというような格好になるかとは思いますが、現在の委託料の基本積算としましては、以上のように営業収入を差し引いた金額の基本となっております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

何かちょっと理解が難しかったんですけど、契約の方法とか、委託料から運賃収入等をやれば、指定管理者制度とか、ちょっと変わってくるんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これが平成12年度から通学福祉バスが運行しまして、現在に至っております。当初より運賃収入、当初は広告収入、先ほどの企画課長答弁がありましたけれども、広告収入というの

は平成18年度からでありまして、それまでは広告収入はありませんでした。その中で、基本的に委託料につかましての積算というのが、利用料収入というのは委託先のところで徴収をし、それを総経費の中に入れて運営していくというふうになっておりまして、なお、バスにつかましては町のバスで、無償貸借ということで委託先のところに貸借契約を結びまして貸しているというような状況であります。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

何かちょっと納得しないような感じがありますが、さっき資料をいただいている利用者数ですか、これは通学バスと福祉バスを合わせた数字だと思いますけど、これは別々な数字はありますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの平成19年度の分でいきますと、北回り、南回り回っておりますので、平成19年度につきましては、北回りが通学バス2万5,569人、それから福祉バスが3,158人、計の2万8,727人が北回りの分です。南回りにつきましては、通学バス7,194人、福祉バスが4,106人、計の1万1,300人です。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

そしたら、福祉バスも案外利用者数が思ったよりも結構多い数ですね。やっぱり皆さん言われるのは、福祉バスは空気を運びよるとかいろいろ言われるからですね、利用者数をふやすためには運行ダイヤを変えとかバス停を変えとか、そういう努力が必要だと思います。

なかなかよその町には行けないもんですから、よその市町村も走らせていますけど、そこら辺の乗り継ぎですか、そういう感じはできないものでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

乗り継ぎといいますと、今、西鉄バス久留米線があるんですけども、そちらのほうでいきますと、下津毛バス停、あるいはイオンの前のバス停等で乗り継ぎはできますし、逆に、最近では旧三根のほうから乗ってこられるという方もいらっしゃるようです。三根町の方で、そちらのほうから乗ってこられるという。イオンのほうに買い物に行くとか、そういう部分だとは思いますが、そういうことで、よそのコミュニティーバスに乗り継ぎというのはなかなか今の状況では不可能かなと。できて、南のほうの江越のあたりからマインのほうに行って乗り継ぎというようなことはできるかもしれませんが、西鉄バスのほうの乗り継ぎというようなことで利用されている方もいらっしゃると思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

やっぱり高齢者で車を持たない人たちとかにとってみれば、福祉バス等が絶対必要なもの

と思いますので、ぜひとも住民が利用しやすい、そういう方向で考えてください。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

上峰町のポータルサイトの評判について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうから町のポータルサイトの評判はというお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

現在のポータルサイトにつきましては、平成22年2月に一新をいたしております。以降、このポータルサイトに関しまして注文といいますか、御意見、それから苦情というものは現在までのところ1件もあっておりません。

また、総合計画の策定の基礎資料といたしまして、町民を対象にアンケート調査を平成23年6月に実施をしておりますが、その中で、「あなたは町のホームページを見たことがありますか」という問い合わせをいたしております。結果、32.3%の方、およそ3分の1の方が「見たことがある」というふうに答えられております。

手持ちといたしましては、以上のような少し間接的な結果からしか推測はできませんけれども、本町のポータルサイトの評判というものについては悪くはないというふうに思っております。今後とも各種情報を町民へ周知する手段といたしまして、より一層積極的に活用するよう関係各課へ働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど30%近くの方が見られたということがありましたけど、実際、自分も時々見ますけど、なかなかかわりばえもしないし、リピーターは余りいないかなとは思ってますけど。

そこに町長のあいさつ、2カ月に1回ぐらいずっと更新されておりますけど、この数はどうでしょう、多いでしょうか、少ないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは町の広報紙の頻度に合わせて、あいさつというものを掲載させていただいておりますが、24年4月から広報紙が隔月発行から毎月発行ということで、あいさつについても毎月掲載させていただく方向で考えています。

多いか少ないかということであれば、私から町民の皆さんにお伝えする情報と、役場がですね、例えば、健診の日程だったり、さまざまに詳細に頻度を多くお伝えすべき情報とは意味が違っていると思っております。今は隔月の発行の中、2カ月に一度、大まかな私の思うところ、また前回は特定防衛施設関連市町村に指定されたことを受けて、その御報告も兼ねてのあいさつをさせていただきましたが、大きな町の流れをお伝えするには、毎月の頻度であれば十分であろうかなというふうに考えております。

個人的に日々の日程を町民の皆様にもお伝えすべく、日程等も載せているところではございますが、もっと詳細に今後日程を表示して、今現在どこで何しているかということがなるべくわかるような形でサイトのほうも変更を加えていければというふうに思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

なかなか個人的なあれじゃないとか言われたんですけど、何かブログ的な感じで、ちょっとしたことでもアップしていただけたら、きょうは何を書いているかなとか、結構ポータルサイトに行くのではないかと思いますけど。

それから、ふるさと学館に行くのに、教育委員会とか、そこら辺に入らないと、トップページからちょっとわからなかったんですけど、何かもうちょっと簡単にふるさと学館への行き方とかあれば、結構便利かなとは思いますが。

それから、和歌山県の北山村ですかね、ここが自治体運営によるポータルサイトをつくって、ブログ会員とか募って、観光客の誘致や特産物の販売促進等々をされて、そのブログによる広告収入ですか、平成19年度は6,000千円、平成21年度には18,000千円の自主財源を見込んでおり、そしてこのほか観光や物産等での販売が約3億円と、結構な金額になっております。

うちのホームページもそんなふうに地域おこしから見たところ、そんな感じもやったらどうかと思いますけど、どうでしょう。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎議員の御提案でございます。大変よい御提案だと思いますし、その地域を教えてください、私どものサイトに取り入れる方法があれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

トップページからふるさと学館に入りにくいというお話でございましたので、早速検証いたしました。改良する点がございましたら改良して、スムーズに入れるようにしたいというふうに思います。

以上でございます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんおはようございます。先ほどの企画課長の答弁と重なる部分があるかと思うんですが、学館のほうのページにアクセスしにくいという御指摘ですが、実際、現状では先ほど企画課長が申し上げたとおりになっております。

これにつきましては、1月に図書館のシステムを新しくしておりますので、ぜひ担当課としても企画課のほうと協議しながら、できたらトップページから真っすぐ学館のほうにアク

セスしていけるようなものをつくりたいと考えております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

上峰町のポータルサイトは上峰町の顔だと思いますので、ぜひとも皆さんに愛される、そして使い勝手のよい、そういうポータルサイトを今からでもつくって頑張ってください。

終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で2番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時30分まで休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○8番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。8番吉富でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

第1点目に、河川改修について、切通川ということで限定をさせていただいております。

河川改修の現在までの進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

それから、越水問題でございます。河川改修に伴いまして、下津毛交差点の東北に当たります「やきとり黒田」屋の真東になるかと思えます。あそこは越水をするように堤防ができております。いわゆる切通川の右岸側に当たります。あそこの地域は、みやき町の区内のところに当たるようでございます。しかしながら、越水は上峰町に水が流れるようになっております。今現在、減反が三六、七%やむなくされている状況下にあります。農業を営む方については、減反のところには大豆を栽培されております。この大豆は水に非常に弱いわけですよ。そうしますと、減反に伴う戸別補償、それに伴う35千円という補助金がつくようになっております。しかし、これにも条件がございます。反当たり200キロ以上という制限もあるようでございまして、その35千円の問題等々が非常に問題になりますので、河川改修に伴いまして、町として行政区は違っても被害は上峰町でございますので、この越水ができないようお願いをしたい。

と申し上げますのは、右岸側と左岸側の堤防の高さの違いがございます。これは既存のまま放っておけば設計に入ります。そういったことを事前に防ぐ必要があるので、町のお考えをお尋ねする問題でございます。

2点目に、財政の健全化についてでございますが、議員さんそれぞれこの財政については非常に予算委員会でも厳しく追及をさせていただいたところでございますが、町長の施政方針にもあるように、やはりこの財政については町長さんいわく、骨と皮というような言葉を使っておられます。非常にいい言葉を使っておられますので、ぜひともこれに肉をつけ、もっとしっかりした筋肉をつけるべき問題であろうと思います。

そういった中において、去年の1年前でございましたでしょうか、東北沖の地震問題が大きなつめ跡を残しております。義援金が5,000億円を超したと、そして国会の予算をよく見ますと、10兆円とも20兆円ともというようなテレビ、新聞報道等で聞きます。そうしますと、この町にも大きな影響を及ぼすであろうと私は考えております。そういったことを含めて、今私たちの町、9,500人の小さな町でございますが、この財政健全化ということを最優先して議論をするべき問題ではなかろうかなと思っております。

そういった意味合いを含めたところで、今後の財政に対する対策についてお尋ねをさせていただきます。それに伴う収支対策、それから歳出についてでございます。

これは歳出をいかに抑えるかということだと思っております。今現在、23年度末においては財政調整基金が4億円程度あるようでございます。しかしながら、21号議案で新年度の当初予算が組まれております。中身を見ますと、財政調整基金110,000千円取り崩し、220,000千円の起債ということになっているようでございます。今、我慢の時期ではなかろうかと思っております。前年度比1億円強の予算計上がなされております。非常に厳しい厳しいと言いながらも、言葉で言うことと逆行するような当初予算ではなかろうかなと僕は思っております。そこら辺については、やはり議会と行政と議論をして、方向性をきちとした形で、長期的な計画をする必要があると私は思っております。

そういった中で、行政側にお尋ねとお願いをしまいたいというふうに考えておりますので、御答弁方をよろしくお願いたします。

そういった中で、借金時計の設置ということで提案をさせていただいております。これも佐賀県ではこういった設置をしたところはないと申し上げます。と申し上げますのは、町民の皆様にも上峰町の財政状況が一目でわかるようなことをやっただらいかかと。そうしますと行政も議会も、町民の皆さんも、上峰町の財政状況が一目でわかるようなシステムになっておりますので、ぜひともこれを設置していただきたい。町長さんのお考えをお尋ねさせていただきたいと思っております。

それから、大きく3点目でございます。

百条委員会についてでございますが、本来ならば、この百条委員会については議会のこと

でございます、議員が質問するということはできないと私は思っております。しかしながら、平成23年の12月定例議会において同僚議員が質問されました。私はこれはできないと思っておりました。ところが、議長さんがお許しになったので、議員は質問をしていいわけですから、されたと記憶しております。

そういった中で、町長さんからそれに対する御答弁がございました。私は答弁ではないと思っております。相手がいないんですよ。ただただ本人さんの意思を議会にぶつけたにすぎないと思っております。

そういった関連についてお尋ねをしながら、お願い事もしていきたいというふうに思っておりますので、いろいろな問題は抜きにさせていただいて結構でございますが、やはり私たちの町は私たちが守っていくというのが基本的姿勢であろうと僕は思っておりますので、質問をさせていただきたいと思えます。

どうぞ3点、執行部の方の御答弁をよろしく願いいたしまして、総括質問を終わらせていただきます。

あとは一問一答方式によって質問をさせていただきますので、よろしく御回答のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それではまず最初に、河川改修についての中で、現在までの進捗状況について執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、吉富議員の切通川の河川改修の進捗状況ということで答弁いたします。

平成23年度におきましては、県道北茂安三田川線の下流の舞郷堰が完成しております。また、24年度以降につきましてはその上流の上別当堰の着手に入っていくということであります。これは県道北茂安三田川線の橋梁のつけかえ工事と同時施工ということで、その河川の予算的にはある程度見通しがついているんですけども、今度は県道の橋梁のつけかえ、要はこれは道路財源のほうの補助ということになります。ただ、その道路財源の補助のほうが今のところ見通しがついていないということになっております。

そういう中で、道路財源と河川財源を一緒にしたところの事業になってきますので、なかなか県道までの竣工というのが、県のほうにも確認した中では先がまだ見えないというのが現状ということであります。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

ただいまの振興課長さんの説明によりますと、期成会で出た話と若干違うように私は思っ

ております。

これは平成23年度の事業でやるということで県は申し述べてきたところでございまして、24年度以降ということでございますが、この問題については、行政を挙げて県に陳情すべきであると。しないから延びるんですよ。私はそう思いますよ。行政の仕事だと思っております。ぜひともそういったことは勘案しながら、陳情を重ねていただきたいなと思います。

みやき町区内のことでもありますので、上峰町としても町長さんはやりづらい点もあるかなと思いますが、ぜひともこの連携をみやき町さんととりながら、県に陳情を重ねていただきたいということで強くお願いをしておきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に、越水問題について執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、切通川の越水問題ということで御答弁申し上げたいと思います。

切通川の越水につきましては、昨年、一昨年と井手口地区におきまして越水が起きております。もちろん、そのときには切通川にあります国交省の排水ポンプが稼働されております。ただ、上流部での時間雨量が大きいということで、間に合わず越水しているのが現状でございます。しかしながら、近年につきましては排水ポンプの稼働により、越水被害につきましては最小限におさまっているかと思っております。

質問の中に、下津毛、ここについては石橋といいますけれども、切通川の左岸北茂安、右岸上峰のところに小さい——小さいというか、人が渡れるような橋がございます。そのことでの質問なんですけれども、先般土木事務所と、実は平成23年度において切通川につきましては、ここ2年、越水等が続いているということで、しゅんせつのお願いに従っております。そういう中で、23年度において県のほうもこの切通川については、その石橋から上流、JRまでのしゅんせつを行っております。そのとき石橋のところから地区の方とお会いし、この状況を聞いております。

もともと、その石橋のところから上峰町については、取水する水路等がございまして、そこから取水をしていたということであります。今現在においては、そこからの取水はしなくてよいということで、水路そのものはないんですけれども、もともとの水路の形が残っております関係上、低くなっております。そういう中で、今まで幾らかの越水がされて、また、下流においても水路が小さいという中で、特に国交省の排水ポンプができる前あたりについては、その石橋のほうから上峰町のほうに越水がよくあっていたということを知り及んでおります。

そういう中で、今回の切通川の工事におきましては、地元と今後協議をして、その地元の要望を聞きながら県のほうに設計をお願いしたいということを思っているところでございます。昨年、実は中村地区のほうから土木事務所に要望ということで行われているということ

を聞き及んでおります。内容につきましては、北茂安地区のほうに、もともと中村地区のほうに川の水を送る樋管、要するに配管があって、そこから切通川の水が地区のほうに来ていたという中で、今現在、井堰についても老朽化し、その樋管についてもなかなか整備されていないような状態で、水が中村地区に届かないということで、今回の河川改修においてそのような形での従来どおりの水が来るような要望もされているようです。そういう中で、もちろんその中村地区、下津毛地区、井手口地区の要望を今後聞きながら、河川改修については、町としてもそれを設計に見込まれるような形で県のほうに要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

いろいろな問題は私は質問しておりません。ただ、越水問題についてのみお答えをいただければ幸いかと思っております。この河川改修に伴いまして、舞郷橋に転倒堰が完成しております。そうしますと、水は余計たまるわけですよ。よかですか。排水機はその後ろにしかついていないんですよ。越水の可能性は逆に大になるんですよ。そうでしょう。だから、この右岸側と左岸側の堤防の高さを解消していただく旨の質問でございます。そうしないと、農業を営んでいる方が今どういう状況下にあるかということなんですよ。

今町長は、非常に農業に目を向けていただいております。これは感謝をしなければならぬと思っております。農地・水の問題、それから暗渠排水の問題等々も積極的に取り組んでおられます。これはやはり行政として評価をしてあげなければならないというふうに考えております。

しかしながら、この越水問題については、農業を営んでいる方の気持ちを酌んでいただかなければならないのが行政の仕事なんですよ。それに伴いまして、中村地区については床下浸水まであっているんですから、事実。それと同時に、今気象状況が変わって、ゲリラ的に集中的に雨が降るようになっております。そういったことを今解消するためのお願い事を県にさせていただきたいというのが趣旨でございますので、御理解をいただきたい。

ぜひとも、これもお願い事でございますけれども、行政の立場から右岸側、左岸側の堤防の高さを平等にさせていただくようお願いをしたい。これは設計に入ってから簡単に変わる問題ではないと思います。設計に入る前に行政の仕事としてやっていただきたいと強くお願いをして、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

財政健全化について、まず今後の対策について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

財政健全化について、今後の対策はというお尋ねでございます。

まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在まで財政健全化ということに関しましては、その指標となっております財政健全化指標を見据えました財政運営というものを基本に据えながら、国、それから県の動き、社会経済情勢の変化というものを注視しながら、財源の確保と経費節減に努めているということが肝要であろうと考えておりまして、今後も引き続き、この旨で財政運営を進めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

非常にたんたんとした御答弁で、私は納得できませんよ。行政がですよ、当初予算見てみらんですか。幾ら計上しとるんですか。本当に真剣に財政健全化に向けて、あなたたちは取り組んでいるの。私は納得できないと思っております。余りにも答弁の中身の薄さにですね、もっと濃いもんであってほしいと思えますよ。

今現在、我々の町で起債額が九十数億円あると思います。そして、24年度がピークで、同僚議員も質問されておりましたけれども、870,000千円の償還金、一番きつい時期なんですよ。そうでしょう。あなたたちが言うことは当初予算に逆行しているんじゃないかなと思います。しかしながら、理解する部分もございます。町民の皆さんにサービスをしていかにやならないというようなことで、町長はそういったことでの予算計上をされたかなと思いますが、このような財政が厳しい時期にいかがなもんかと僕は思います。

23年度末で4億円近い財政調整基金が残るようになってきているようでございますが、だとするならば、当初予算で財政調整基金を110,000千円も取り崩す必要はないのではないかとこのふうを考えます。もっとも我慢をする時期ではなかろうかと思えますよ。やはり今後の対策というのは、長期的な計画を行政はきちとした形をとるべきであろうと思います。

同僚議員の資料要請にでも、予算は組んだが事業計画は出ていないじゃないですか。全く計画性がない。今国会でも、国家公務員の給料削減が検討されております。いずれ地方の公務員の方々にも影響を及ぼすであろうと思っております。自分たちの町のこと、財政のことは行政主導型でありますので、行政の方が真剣に取り組んでいただきたい。そして、町民の皆さんにはお願いをする。そういう計画性がやっぱり必要であろうと僕は思います。

中には、それだけの1億円強の予算を組み合わせながら、教育長の給料は15%カットと。そういうふうな予算の組み方になっているんじゃないですか。根拠がないじゃないですか。計画性を持っていただきたいよ。議会も20%削減をみずからやってきた。町長さんは選挙公約で自分の報酬については2分の1ということでされました。これも議会は、町長、報酬はとりなさいよと。そして、それだけの仕事をしなさいよということで否決をしたところでもございます。しかしながら、たつてのお願いということでございましたので、議会は理解を示し、議

決をした経緯がございます。

やはり財政については、もっともっと厳しい状況下にあるのは間違いないと思います。と申し上げますのは、来年度については恐らく840,000千円程度になるかと思いますが、これはあくまでも計画であって、どうしても起債をしなければならない事業が目の前に来ているじゃないですか。下水の機能強化、これは一般会計からできるんですか。起債かけるんでしょう。どうしてもやらなくてはいけないことについては、議員の皆さんも理解を示しんさると私は思っております。そういったことをいろいろ含めると、非常に計算どおりはいかないのが我々の町の財政状況下にあるのではないかと思います。

いま一度、今後の財政対策について御答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質疑でございますが、財政健全化について、ただいまさまざまな御指摘をいただきました。事実と違う部分が多分にあるなというところで、予算委員会において事業計画についてはつぶさに皆様に御説明を申し上げてまいりましたし、私の知る限り、すべて主な事業について吉富議員は予算をつけるべき、むしろ増額すべきというお話であったと思います。

具体的に申し上げます。防災行政無線システムについては、直ちに始めるべき、消防積載車についても購入すべき、戸籍電算化は行わなければいけない、太陽光発電、老人福祉センター用地買い戻しについても御承認いただいていますし、社会福祉協議会の補助については、理事であられる際に増額要求を私にされました。農地・水、三養基西部土地改良区の補助等については行うべきという立場でお話をされましたし、商工会運営費は、むしろもっと増額すべきだということをおっしゃいました。北部土地改良区の道路舗装は、吉富議員から要望を受けたものであります。町道補修についても、この額では足りない。また、小学校パソコンについては吉富議員からの御提案であったと思います。

こうした主要な事業、新規事業を委員会では要望しながら、全体の歳出が膨らんだら、今回は今の財政状況に見合わない、行政として失格だという議論は詭弁そのものであると私は理解しますので、その点について私からお尋ねをしたいぐらいです。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんは、議会のルールというのは御存じだと思いますが、私に質問はできないようになっておりますよ。それは御理解をいただきたいというふうに思います。

委員会の流れについてでございますが、確かに、私も商工会についてはもっと増額すべきじゃないのかというのは、話の流れにスポットだけをとってここで御答弁をするのはいかなんかと思っております。1億円以上の予算をつけたならば、余りにも凹凸が激しいから町の活性化については商工会にお願いする以外はないんじゃないですかと、一番早道じゃないです

か、もっとつけなさいよと、私のはっきり申し上げました。福祉の充実についても、私申し上げました。

しかしながら、議会の立場からはあしなさいと言うのは当然のことであって、全部聞いていただくなりいいよ。しかしながら、今の財政状況でできないじゃないですか。でしょう。だから、スポット的に答弁というのはいかなもんかと僕は思うですよ。何ひとつでも話というのは流れの中で前後があるじゃないでしょうか。商工会にもっとつけなさいと僕が言ったんですよ。これだけの1億円も増額をするならば、町の活性化には商工会活動が必要でしょうと、そういう意味合いを含めて申し上げました。教育についても、もっとつけてやりなさいよと。あるところには5倍、あるところには3倍、あるところには100倍というような凹凸が余りにも激しい予算書になっているから申し上げているわけですよ。そこら辺は町長さん、理解ばしてくださいよ。

そうでないと、我々が20%もカットをした意味がないじゃないですか。できる予算になっている。しかしながら、上峰町の財政は厳しいと町長みずから言われているじゃないですか。だから、もっと計画的に、私も住民サービスは必要であると思っております。そこに予算の組み方の難しさがあるのではないかと僕は思います。もっともっと計画性を持った予算書であってほしいし、24年度については今の予算で回ると思います。しかしながら、東北沖の災害において、交付税が今までどおり来るのか、来ないのかというのは疑問を持っております。だから、25年度、26年度、27年度においてそのしわ寄せが来るのではないかとというふうに申し上げているところでございますので、御理解をいただきたい。

この項については、もっともっと計画性を持って予算措置をしていただくように強く要望して、この項は終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

税収対策について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

8番議員の財政健全化について、税収対策ということでのお尋ねでございます。

この財政健全化についての税対策につきましては、何といたっても私は収納率の向上、それから滞納者の対策というのが一番の使命であると考えております。

現在の収納状況を申しますと、2月末現在の徴収率を申し上げますが、一般町税では現年分が91.2%で、これは前年比で3.8%の増でございました。滞納繰越分につきましては25.6%で、これはほぼ同率でございます。全体では87.3%と前年比では4.1%増でございます。一般的に微々ではございますが増加傾向にあると考えております。特に個人住民税につきましては、県の滞納整理推進機構の徴収の効果もございまして、今現在で収納率が43.3%と前年比よりも14.3%増ということで効果が上がっているのではないかと考えております。

町全体での滞納繰越分の徴収実績は、現在では20,000千円強ということで、まだまだ足りない面もございますが、今後につきましても努力をしていかなければならない問題であると考えております。現在、県の滞納整理推進機構も21年度から始まって3年目で、23年度で終わりますが、来年から24年度からも引き続き町といたしましては継続して派遣をしまして、さらなる滞納整理に努力していきたいと考えておるところでございます。

現在、町の施政方針にもありますとおりに昨年の4月から徴収の専門部署、収納係を設置していただきました。このことにつきましては、年間を通じまして徴収の強化、それから納税意識のさらなる高揚というふうなことでございますので（「課長、短く答弁しなさいよ」と呼ぶ者あり）今後につきましても、県と連携をとりながら努力をさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

この税収対策についてでございますが、税務課長さんの言わんとすることも一部はあると思います。これについては、今までずっと議会の中で議論している問題でございますので、引き続き努力をお願いするところでございます。行政全体として、町長さん、税収対策というのは、滞納問題についても一部あると思うんですが、町全体としてどういう対策があるのかとか、例えば、企業誘致をするとか、坊所城島線の下津毛から加茂の交差点の間ぐらいはやはり転用ができるような形をするとか、いろいろな問題があるわけですよ。町全体として税収についてどのような対策を持っておられるのかお尋ねをしているのが趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

いま一度、町長さんのお考えでも結構ですので、お願いをしたい。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の項の質疑でございますが、税収対策についてということで、この質問状からここまで読み取れませんでした。今おっしゃるように町の税収増のために宅地をふやしていくということは一つ大きな私どもの税収増対策として検討すべき話だと思っておりますし、進めていくべきものだと思います。

さまざまな21年度以降の農地法の強化に伴い、この転用の条件がかなり厳しくなっているということで、関係当局に要望をしていく必要があると思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さん、非常に厳しい状況下にこの問題はありますが、ぜひとも町長さんのお力を十分に発揮して努力をしていただきたいと思います。と同時に、企業の誘致等々についても随時努力をしていただくように心からお願いを申し上げたいと思います。

答弁は要りませんので、先に進んでください。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

歳出について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、財政健全化の中の歳出についてというお尋ねでございますので、お答えをしてみたいと思います。

歳出につきましては、平成24年度の今現在審議をいただいております予算の関連で申し上げますと、平成23年度の歳出の各項目に占める割合と平成24年度の歳出の割合というのはほとんど移動はいたしておりません。民生費が平成23年度が28%、平成24年度は27%、衛生費が23年度は17%、それから24年度は16%、公債費が平成23年度16%、平成24年度は15%ということで、割合といたしましては、その大きな変化というものはありません。

また、大きな歳出といたしましては、土地開発公社からの老人福祉センターの敷地の買い戻しがございます。それが30,000千円ほど計上いたしております。その他、今まで議論されてきております内容で平成24年度増額になっているというのが戸籍電算化、それから堤のほうの道路の舗装、それから農地・水、そういうものが平成24年度についてはございます。

この歳出についてでございますけれども、財政の担当といたしましては、これら歳出につきましては第一に公共事業というものの、それから投資的経費というものをでき得る限りといいますか、協議の上で抑えて徐々に増加するように、一遍にふえるものではなくて徐々にということで考えております。

現在まで本町が整備いたしました社会資本というものがございます。それについての維持、それから運営というものにも経費がかかっておりますので、それを確実なものにするということを優先するというところでございます。

次に、この事業につきましては起債を起こさないということで交付金の活用というものを考えて歳出予算を組むということで考えております。今後いろんな事業が発生したりするということで考えますけれども、要は一般財源の持ち出しを抑えるということでございますので、各課のほうで計画立案をされる際には、この一般財源を抑えた交付金とかを活用した事業ということでの取り組みをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

本当に慎重に歳出については抑えられる分については御努力をお願いしたいというふうに思います。

そういった中で一つの提案でございますが、一般財源を繰り出しをしなくて町のためになる事業というのがあると思うんですよ。町長ね。よくよく考えると、この補助事業というのは、議会にも余り見えてこない。一番早いのは行政であります。どういう補助事業があると。

一つ例を挙げますと、町長さん、今度取り組んでいただいている暗渠排水の問題、こういう事業があると町長さんしかわからん。いち早く取り組んでいただいているのも私は感謝をしておるところでございます。

そういった中で、一般財源を繰り出さなくて上峰町の事業ができるということがあるわけですよ。1点だけ申し上げます。国営筑後川下流土地改良事業、国の事業でございます。そういう事業があります。上峰町はいち早くこれをキャッチして事業展開をすべきものではないのかなと思っております。

(資料を示す) こういう事業がございます。町長、この資料を渡せばよかったんですが、ここが上峰町なんですよ。上峰町のところだけ計画がないんですよ。見てください。これだけ事業計画がなされております。これは国の事業ですよ。要するに、この事業をいち早く取り上げていただいて、幹線水路ですから、当然これは。米多地区は幹線水路整備がおくれています。一番おけているんですよ。だから、こういった一般財源から幾らか出さんば部分があるかもわかりませんが、国の事業であります。ぜひともこの米多地区の幹線水路についてはお取り上げをしていただいて、24年度に反映していただきたいというふうに思いますので、町長の考えでも結構です。振興課長でも結構ですが、取り組まれるかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの吉富議員の質疑の中で言われるとおり、国営土地改良事業ということで筑後川下流右岸地区の事業があります。事業開始については、平成20年度よりということですが、実際の工事につきましては繰り越しで25年度からということになります。

これに対しまして、上峰町の対象幹線水路につきましては、縦の幹線水路という位置づけがございます。横の幹線水路につきましては、皆様御存じのとおり県営クリーク事業ということで進めていく。しかしながら、縦の幹線水路についてはこの国営でということ。本町におきましては、まずもって江迎地区の幹線水路等がございます。ただ、これにつきましてはもう整備済みでございます。

ほかに前牟田地区ということでお話があったんですけども、前牟田地区につきましては、県道神北線の野菊の里の南の水路が縦幹線ということですが、この縦幹線につきましては、県の緊急クリーク防災事業ということで上峰町の負担なしでの事業がございましたので、それによって今現在、整備をして終わっておるところでございます。

そういう中で、今回のこの国営事業に対する上峰町の縦幹線についての水路の箇所というのはございません。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

よくよく振興課長が調べておられるようでございますが、内容が内容でしょう。いかにし

たようなことを言われるけれども、実際的にはくぎをつつと打っただけじゃないですか。こういう問題は平成20年から言われるのが、何で取り組まんですか。これね、私が調べた範囲ではこれは入っていますよ。振興課長、私が調べた範囲では入っています。こういうことがいち早くわかるのは行政であろうと私は言っているわけですから、歳出をしなくて済む事業があるんじゃないですか。ほかにもまだもっとありますよ。うちの町だけじゃないですか、取り組んでいないのが。はっきりとここに出ていますから。私にそんなごまかしの答弁じゃできませんよ。もっともっと上峰町のためになることを先取ってやっていただきたい。若干できない分でもやろうとすればできるんですよ。それをやろうとしない。できないからやらないということじゃ町の発展にはつながらないと。いかに歳出を抑えてできる事業、それをやっていただきたい。

町長いわく、この米多地区の三面側溝についてもやっていかなければならないということ考えておられるようでございますので、ぜひとも一般会計から歳出を少なくして、やはりいい補助事業に取り組んでいただきたい。それも計画的にやっていただきたいなと思っておりますので、いま一度町長さんのお考えをお尋ねして、この項を終わらせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるように、この米多地区初め町内、特に南部においてのクリーク整備というのは課題であると思っております。議員の御指摘も踏まえながら、今後、できるだけ早急にクリ防予算を活用しながら、横幹線初め、手だてを打っていく必要があると思っておりますし、これについては請願も上がっておりまして、特に坊所新村のほうから請願も上がっていました。こういうクリ防予算を使いながら、補助金を活用してできるだけ少ない事業予算でより大きな効果を生み出す、そういう予算の使い方をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

借金時計の設置について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、同じ財政健全化の借金時計の設置についてというお尋ねを吉富議員からいただいております。お答えをしまいたいと思っております。

この借金時計の設置の件でございますけれども、平成22年2月にポータルサイトを一新しました。このときにポータルサイトのトップページ、右下のほうにこの借金時計を設置いたしております。これをクリックしていただきますと、ページが変わりまして、一般会計だけの借金残高と特別会計を含めた全会計の借金残高をあらわしたページが出てまいります。そこには諸注意も書いてございますけれども、借金は確実に返済をされているということを実感していただくために設置をいたしております。

なお、この残高につきましては、年に1回ということで、毎年4月に更新をいたしております。その関係で若干時間的な時点での残高の差異というのはございますけれども、それも注釈をつけております。現在、そのような形でポータルサイトのほうに設置をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

北島課長さん、私の質問内容をもっと理解していただきたいと思いますよ。と申し上げますのが、ポータルサイトでやっているのはお聞きしておりました。私は、行政の方も議会の方も、町民の方にも一目でわかるような対策をしていただきたいというふうに質問しているところでございますので、その質問にお答えをいただきたいなと思っております。

これは松阪市に取りつけてあるんですね。非常に苦勞されたように聞き及んでおります。この借金がいかにかどのように返済されているかというのは、1時間当たりでも出てきます。1秒当たりも出てきます。どのような状況にあるのかと。私の目的は、町民の皆さんにもガラス張りで御報告ができる、大きなメリットがあるのではないかと思いますし、今町長さん初め、町長さんが幾ら言うても職員さんたちがわからん部分もあると思うんですよ。各課ごと違うので、やはりトータルの役場の職員さんもこれだけの借金がある、もっと頑張らばいかん。と同時に、議会もそれに連なっていかなければならない。町民の皆さんも、ああ上峰町は、これだけの借金があって、これだけ返済をされているんだなというのを役場に設置していただいて、オープンにしていきたい。ガラス張りの財政状況をお知らせするという意味合いを含めて、この借金時計の設置をしたらいかがでしょうかという質問でございますので、町長さんの判断でできる問題でありますので、ぜひとも設置をしていただきたいと思いますが、町長さんのお考えはいかがでございますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

議員の御質疑でございます町の借金時計というものを掲げたらどうかということで、私もポータルサイトの中の借金時計のことかと理解しましたが、借金時計を庁舎の昔時計があったあの箇所ということなのかもしれません。財政の債務がかなり高水準にあるということから、借金時計をつけるべきだという話になるべきでもないと思いますし、積立金が潤沢にある中で、それをお知らせするという考え方もあるわけで、必要な財政の理解というものをより多くの町民の皆さんに理解していただくためにも検討に値すると思っております。

しかしながら、先ほど来申しておられますように、私は骨と皮だけと今は言っていないんですが、骨と皮から小康状態に落ちついて、小康を保つようになったという財政状況と認識しておりますが、その中で議員から御指摘のように、歳出が膨らみ過ぎているじゃないかという御指摘も同時にございます。その中で議論しなきゃいけないし、財政当局とも協議しながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

本当に町長さんの温かい御理解を得たものと思っております。非常に財政の厳しい中で、それ相当の金額がかかるようでございますので、検討じゃなくて、24年度には無理だろうと思いますので、ぜひとも平成25年には着工していただきたい。つけていただきたいということを強く要望して、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

百条委員会について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の御質疑にあります百条委員会についてということで、冒頭、百条委員会についての質問内容を把握しようと努めましたが、前回の私の発言についてという話でございましたので、前回の発言を繰り返したところで答弁とさせていただきたいと思えます。

先日から不起訴という結果が出た後、こうして何事もなかったかのように議会で私も議論を皆さんとしておるわけですが、一向に謝罪がないと、告発者の方々は本当に肝に銘じていただきたいのは、今もその職員は実名を公表されながら、町内外に名前を出されながら仕事をしなきゃいけない環境があったと。どうして、いまだに当該職員や関係者に謝罪がないのか、本当に疑問に思う。謝罪どころか、検察審査会にかけて強制起訴しろと方便されておられる方もいらっしゃるようであり、大変考えられない、遺憾に思うと。この件について、嫌疑不十分で不起訴に終わったことに対するその審理はさてあれ、政治的、そして道義的責任と、実名で議会広報に記載した行為に対する説明責任に対してあわせて謝罪を求めるという趣旨で発言をさせていただいております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

本当にこの問題については早く決着を見るべきものだとも私も考えておるところでございます。とりあえず今までの経緯といいますか、スポット的に御説明をさせていただきたいなと思っております。

投書が来たのも事実でございますして、それに伴う百条委員会の設置も議員全員の方の賛成をもって議決をしております。それに伴う予算についても1,500千円以内ということも全員一致で議決を見ておるところでございます。そういった中で、百条委員会が設置されて委員長、副委員長が設置されたところでございます。そういった中で、秘密会でいくということも全員一致でございました。

そういった中で、この問題についてはいろいろな議論を証人喚問等々ございましたけれども、そういった中で、偽証罪ということで告発したのも事実でございます。これは全員一致

ではございませんでした。しかしながら、議会制民主主義という形の中で、議決事項で変わりはございません。しかしながら、嫌疑不十分で不起訴になったのも事実であります。そういった中身を考えてみますと、そもそも平成23年度の定例会の前に、議長中心として議会の方向性、この問題については出ております。それは、今の議員さんは全部承知してあると思います。にもかかわらず、12月の定例会で一般質問がなされました。これはできないんですよ。相手がないじゃないですか、議会の問題ですから。それをお許しになった議長さん、あなたにも責任があるんですよ。そうでしょう。

例えば、議会内でのことならば、全員協議会を開いて、この問題について問うべきである。そして、議会の議決が必要とするならば、議会から提案をして流れ的にそうすべきではないでしょうか。その中身が問題なんです。捏造という言葉なんです。捏造が本当にあるとするならば、裏づけがあって同僚議員は質問されたと思うので、これは議会の中で早急に取り組んでいただきたい。それと、議会のあり方、相手がないのに一般質問はできないと僕は認識しております。できるとするならば、今後そうさせていただきます。これは議長さんをお願いをしておきたいと思います。早急に全員協議会を開いていただいて、議会の方向性なり今後の対策はきちっとお示しをいただきたいと、そういうふうに考えております。

これは議員として常識問題ではなかろうかと僕は思いますよ。そういった中で、町長さんが答弁せざるを得なくなったと思います。この答弁もですね、町長さんがどうされるのかなと私は疑問を持っておりましたが、あのときの勢いというんですか、雰囲気というんですか、議事録にはそういったことは載ってきません。文言だけしか載りません。町長さんの発言もこがんでピックアップしておりますが、非常にですね、捏造だのやらせということであるとするならば、議会の議決事項は裁判よりほか覆すことができないんですよ。ぜひとも町長さんをお願いをしておきたいと思います。これは先に進めていただきたいと思います。ぜひともやっていただきたい。これはお願いでございます。議会で答弁されたことは執行していただきたいというふうに考えます。

そういった中で、ひとつ私が疑問に持つのは、矛先が見えない。相手が議会なのか、個人なのか見えない。謝罪せろと言われるけれども、議会に言っているのか、個人に言っているのか見えない。矛先が見えない。これはきちっと町長さんにしていただきたいなと思います。とりあえず、その分だけをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

だれに謝罪を求めているのかという御質疑ですが、まず告発者であることに対して、これは法律に詳しい方にも相談をした上で、告発者に求めても問題はないということでありました。また、公人であられる方、すなわち公人としての説明責任を求めておるところでありますし、現在公人としてこうして町民の代表として、同時に道義的な説明の責任も求められる立場だということで、告発者の公人の方に謝罪要求をお願いしたところでございます。

○8番（吉富 隆君）

町長さん、公人の方とか告発者って、これは議会がやっているんですか。議会ととらえていいんですか。議会がやっているんですよ。議決事項だからそうでしょう。（発言する者あり）ちょっと待ってください。それとも、私のはっきりしていただきたいというものは、告発者と言われるならば、時の議長は私なんです。いいですか。ほかの議員さんは全然関係ございませんよ、そうなる。時の議長、私の名前で告発はやっています。だから、私に責任追及をされるなら堂々とやっていただきたい。弁護士さんがよかて言いんさったなら、堂々とやってください。私は責任を持って対応します。責任追及をやれと言われれば、責任もしかるべき理由があればとります。よかですか。あいどんが、こいどんがということじゃ通りませんよ。よくよく考えて町長に私はこう申し上げておりました、去年。平成24年度については、町長さんにとってこの1年間大事ですと。言動、行動にはよほど注意してしたほうがいいですよということも町長さんにお話をしたことがございます。

よくよく議会の議決がどういうものなのか、公人という、それはあなたの考えでいいでしょう。だから、矛先をきちっとしてくださいというのは、そういう意味で申し上げております。議会なのか、時の告発者の私であるのか、きちっとしてくださいというお願いをしよるとですよ。よかですか。そこら辺を間違いのないようにしていただかないと、ほかの議員さんに迷惑をかけるわけにはいかない。それは議長としての責任というのは、きちっととるべきことはとらなきゃいけないんですよ。ただ、議長には権限もある。

議長、後ろの私語、あのようにしゃべるなら出してくださいよ。これは町にとっても大きな問題でしょうもん。できないじゃないですか。朝からですよ。

町長さん、それはですよ、この議会で言えなきゃ私に言ってください。後で結構です。議会なのか、時の告発者と言われるなら私ですから。私もそれなりに年をとってまいりまして、いろいろな経験もございます。この問題については、きちっとした形で私は受け皿もしています。きちっとした弁護士ももうつけています。それに伴う費用も用意しています。はっきり申し上げます。

町長さん、よく公費を使うてて話をされておりますが、今度の予算書を見ますと、町長さんも公費を使うように予算を294千円上げておられます。当初予算に組んであるんですよ。それもきちっとしたタイトルをつけておられますので、それ以外のお金は使えませんもんね。よかですか。投書文書調査委託料294千円。議員の皆さんが何でこれに触れなかったと思いますか。ぜひとも町長が公費を使ってでも解決していただきたいという議員の考え方であろうと思います。これは予算委員会で触れられなかったでしょう。1人の議員さんが何に使うのねって言われたので、百条委員会と。それから全然音さたなかった。

しかも町長さん、この文書は何ですか。これは公費を使っておられるんじゃないですか。封筒は、上峰町の封筒なんです。町長からできるんですか。中身については公表しません

が、抗議文になっておりますけれども、私はとり方として脅迫されているというふうにとっております。人はそれぞれとり方があるんですよ。考え方の違いもある。これは、町長さんみずから掘り返して解決をしようとしてされておりますので、ぜひとも町長さんの力でやっていただきたいなというふうに思います。

町長さん、これは上峰町の袋ですよ。これは公費なんですよ。だから、この内容を見ますと、上峰町長武廣勇平と印鑑が押してあります。この封筒を使うなら公印を押さなきゃだめですよ。これは大きな問題に発展せざるを得ない証拠書類でありますので、これは私個人一人に来ているのかどうか知りません。さっきの町長の考え方からすると、告発者と言われるならば、私一人にしか来ないであろうと思います。ちゃんと受け皿をつくっておりますので、ぜひともこんな本議会じゃなくて、やはり先に進んでいかざるを得ない。法的措置しかございません。

と同時に、私は謝罪をしないとされるんですが、当事者は町長ではないと考えております。きちっとした形をとって、法に基づいて議会の議決をもってやっておりますので、当人が不服があれば司直の手にゆだねるよりほかにはないと考えています。恐らくこの本人からの了解をとりながらされているものと思います。そこら辺について、法律的にどのようなになるかはわかりませんが、ぜひとも町長さんやってくださいよ。後でああではなかった、こうではなかったというのは、本議会で言うたことは許されるものではないし、議会というのは町長さんが招集されて、議員の皆さんはチェック機関でありますので、言いたい放題言いますよ。当然のことですよ。そういうことをいろいろと勘案しながら、ぜひとも先に進めていただきたいというふうに考えますので、町長のお考えをいま一度お願いいたします。

○議長（大川隆城君）

今、議会で真剣にやりとりをやっておりますので、傍聴席の皆様方には静かにお願いしたいと思います。

どうぞ。

○町長（武廣勇平君）

8番議員の御指摘、御質疑にお答えを申し上げます。

多々ございましたので、1つずつ答弁漏れがないように申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、この捏造ということに対して異議がある言われ方をされましたけれども、私は、今公開をされておりますので、この百条委員会の会議録については、この偏向的な考え方と判断に基づく部分があるかならうかと改めて思ったところでございます。

この問題は、すべては投書文に基づく調査であるというふうに議会のほうで言われて当初おられました。調査の焦点は、作文の差しかえをだれが指示し行ったかを調べるものであったことは会議録を参照せずとも明らかであります。なぜなら、投書文は議会だよりに掲載されたわけでありまして。内容、概要は議会だよりに見ていただきたいと思いますが、差しかえ

やつけかえをだれが指示し行ったかがこの委員会の務めであるというふうに議員自身も4月9日発言をされております。

4月9日だけでかなり偏った議論のありようが見てとれるわけですが、差しかえをだれが行ったかというところから発露しまして、保管庫のかぎがどのように管理されているかという話に進みます。これは吉富議員が質問されたことです。その後、作文の差しかえを行った犯人を調査するのが百条委員会の務めだと、これも吉富議員の話です。その後、話も差しかえの犯人を探す、そうした流れで進んでいきます。

続いて、差しかえは前町長時代に行っていないと前町長が発言をされます。ここの時点で私としては次にとるべき対応として、この発言を追認した後に議論が展開されることがまず1つ偏っているところではなかろうかと思えます。

最後に作文を見たのはいつかと次に吉富議員が話を進められました。平成17年に確認したと前町長が答弁なされます。17年以降の総務課長、助役に聴取するという流れになり、1行作文について町長は、助役に聴取する流れになるということで、基本的に前任者の発言は追認され、平成17年以降に差しかえがなされたというところで全体の議論が強引に進んでいる傾向があるというふうに思っています。

私が証人として立った際に、1行作文について町長は御存じであったのではなかろうかと私が個人的に思っていますと吉富議員は発言されました。3月の定例議会の中で予算委員会の際に、町長は弁護士のところは何回も行かれておりますが、町長もこの件に携わっているんじゃないかと私は推測いたしましたというふうに吉富議員が発言をされております。差しかえをしたのか、書き加えをしたのかわかりませんが、2つに1つだと思っておりますというふうに吉富議員が発言をされております。

その後、かぎの調査ということで派生していくわけであります。この文脈からしても、平成17年以前にこの作文が書きかえられたという視点が全体の流れとして、中には議会の議員としてその点を懸命に間違っているんじゃないかとお話しをされた方もいらっしゃいましたが、全体の流れとして偏った判断と一定の公正な良識に基づいた判断がなされているかといえば、私は疑問に感じるころであり、これは偏った偏向的な告訴であるというふうにずっと私は考えてきましたので、この間そうした発言をしてきたわけであります。

次に、この捏造だということに加え、議員の御指摘は、この告発者はだれかという提議ですけれども、先ほど議員が申されましたとおり、告発を決議した時点で賛成した方は共同の責任を負うものだと私自身は理解しております。

最後に、この質問状についてですが、抗議文については町長としての振る舞いであり、私が公印を使用せず、公文書とせず切手をみずから購入して郵送することについても、職員を百条委員会のようなものには巻き込まないという判断のもとで行っているとしたら、何も判断として誤りがあるものでないし、当然法令上の問題も見当たらない。告発者がそのこと

を問題にするのであるならば、再度文書を郵送することでいいのではないかと、これは弁護士から御指摘を受けたところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今、町長さん御説明されましたけれども、偏ったことではないですよ。議論の場では反対する人も賛成する人もおるわけですから、それは町長さんが判断で偏ったなら偏ったでもよからうし、議論の場ですから、今後もこういった議論の場においては反対する人もいるだろうし、賛成する人もいるだろうし、そういったことを私はお願いしているわけじゃございません。捏造とは何ぞやということを行っているわけでございますので、捏造についてしるべき裏づけがあるとするならば、司直の手にゆだねていただきたいとお願いをしているんですから、ぜひともやっていただきたいと。

町長さん、何もここで弁護士の相談をしたらどうのこうのと言われるんですけれども、弁護士は、人を殺しても罪を軽くするために弁護士はされますよ。そうでしょう。だから、弁護士の言うことを100%信用することも大事なことでありましょうが、それは裁判になったときの問題であって、この問題についても弁護士さんは問題なかて言いよんさるでもんね。裁判官じゃないわけですから。そうでしょう。町の職員さんを巻き込みたくないという理由もわかりますよ。じゃ、武廣勇平個人なので、町長ならば町長らしさが出ていない、どっちともとれない文書になっています。そして、町長しきりに公費を使うてって今まで言ってこられました。しかし、町長さんは公費を使おうとしよんさるじゃなかですか。町長さんが使うことはいい、議会で議決後はできないということじゃないと僕は判断しますし、人それぞれの考え方であろうと思います。

しかし、そういうことは問題じゃございません。この百条委員会をどこできちっとした形で終結を見るかということが第一の目的であろうかと思しますので、町長さんにはぜひともですよ、予算まで組まれているので、この問題については町長さんの力で解決をしていただきたいというふうに思います。議会は方向性が出ていますので、このことについては恐らくやらないと思います。議会の方向性はきちっと出しております。

だから、私は町長さんに冒頭申し上げたとおり、お願いをすることですよと言っているんですから、お願いをしているわけですから、ぜひともやっていただきたい。そして、これは司直のほうにゆだねるよりほかないんですよ。ですね。だから、きちっと議会は議決事項ですよ、ただ賛成した人だけとか言われるけど、議会の議決事項というのは、これは裁判官が決めるんですよ。簡単に判断はできないはずなんです。裁判官が、よし賛成した人だけですよということであれば、そうでしょう。今後も議決事項というのは、ずっと議会があるたび出てきますから、僕はこの問題だけが特別扱いじゃないと、議決事項ですから、僕なりに考えているところですけども、僕の考えが誤りかもわかりません。だから、司直という

のは、これが日本の基礎になる三権分立なんですよ。そうでしょう。議員必携にも書いてあるんですよ。議会は調査権しかございません。捜査権はないと書いてある。だから、告発しなさいとなっているんですよ。それも議会の議決を得て議長名でしなさいとなっている、法律的に。私はそういうことを、私の勉強不足かも知りませんが、そういった順序をとってきました。だから、町長さんから謝罪せろと言われても、町長さんは部外者だと僕は判断していますし、本人の意思が大事であろうと。不服があれば申し立てをできるように日本はなっていますので、その旨なされるであろうと。告発したときに、新聞社の方には5社でしょうか、そういう質疑が私にございました。そのとき申し上げをしておりました。きちっと不服があれば本人さんが告発をまたされるであろうと、そして裁判官の指示に従いますと僕はこうお答えをしております。

去年の12月定例会であれだけの4番議員さんと町長さんがされました。新聞に載らなかったやなかですか。あれは普通は載ります。また、こういう問題が浮き上がったということで載りますけれども、載らなかった。新聞社にはきちっとした答弁を私がしていましたので、載らなかったと思っています。だから、ぜひともこの問題については町長さんのお力をかりながら、きちっとした形で終結をするように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

以上で8番議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。6番松田俊和です。ひとつよろしく願いいたします。

私のほうからは3点質問させていただきます。

まず1点目において、予算についてという表題において、24年度当初予算、どの点に重点

を置かれて編成をされたか、その辺を伺いたいと思います。

2点目、交通安全面について。町内の交通安全対策はどのような取り組みをされているのかお尋ねさせていただきたいと思います。

3点目、町内の各施設についてという題名をもちまして、施設の有効利用を今後どのように考えておられるか3点を伺いたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、予算について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番松田俊和議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

どの点に重点を置いて予算編成をしたかということの質疑でございますが、今回、平成24年度予算については、町民の皆様の求める予算にしたいということで、本町でまちづくり計画策定に当たって町民の声を広く反映させるためでございますが、平成23年6月から7月に町民アンケート調査、これは18歳以上の町民2,000人を無作為抽出して郵送による配布、回収により実施を行っておりますけれども、その結果の中から代表的な設問結果を抜粋した中で、まちづくりについてどの程度満足しているかということ把握するために5分野47項目を設定し、項目ごとに町民に評価してもらい、点数化したところでございます。

その結果、新エネルギー投入に関する取り組みや産業分野の満足度が低いということ、また同様に、各環境について今後どの程度重視しているかを尋ねたところ、重要度が最も高いというのが医療体制、次いで、ごみ処理、リサイクル等の状況などの順となっており、健康で快適な暮らしを確保するため、医療、保健環境や生活環境の充実がなされているという結果を受けましたので、その点を予算化、重点を置いて編成させていただいたところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

一番初めにまずお尋ねさせていただきたいことは、本年度、24年度の当初予算3,430,910千円を計上されております。この数字は23年度の当初予算3,292,520千円より140,000千円増額の状態です。予算を計上されておりますが、これは大丈夫でしょうか。まずそこから伺います。

○町長（武廣勇平君）

松田議員の再度の御質問でございますが、昨年の当初予算と比較されて予算のボリュームが増しているというところで大丈夫かというお話でございますが、編成上は従来から申しておりますように、基本的には、私たち、この財政健全化と住民サービスの延伸、拡充という施政方針のもと、健全化に対しては1つ基準を設けて取り組んでおります。担当課長からの答弁もありましたように、健全化の総務省が提示する早期健全化判断比率というものを意識しながら取り組み、これまで申し上げてまいりました実質公債費比率等の上振れを防ぐとい

う視点を持ちつつ編成しているという意味において大丈夫だというふうに考えております。
以上です。

○6番（松田俊和君）

大丈夫だという返答をいただきましたが、町長の施政方針、今年3月の初めに発表されましたが、その中において町長が記載されている内容を読ませてもらいますと、ページ5ページに書いてありますが、予算の規模として、「予算編成方針として限られた財源を計画的、効果的に配分することを基本に編成しております」と。また、「効率的な行政経営を目指し、健全な財政運営を維持するため、予算編成方法については、経常経費面で前年度予算額を限度とする枠配分方式の試行を継続したほか、内部努力による経費節減の徹底を行いました」とあります。これに基づく方針がちょっと違うように考えますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、これは当初予算でも委員会でも御質疑いただいた点でございます。特に申しておられたのが、予算編成方針として限られた財源を計画的に効果的に配分しているかということで御質疑がありました。もちろん財源は限られておりますし、計画的という言葉はどういうふうに具体的な事業に置きかえるかといいますと、例えば、堤地区の農道整備も計画的な実行を考えております。三上地区についても今回は設計の委託ということで計画性を持って考えていきたいと思っておりますし、効果的に配分するという意味においては、特定防衛施設の関連市町村ということで指定を受けたことに伴い、防衛協会への補助増ということと、また議会の防衛議員連盟についても予算化をし、こうした活動を通じてより多くの交付税にかからない、交付税に影響のない恒常的な歳入というものを確保していきたいというふうに思っております。そうした意味で効果的な配分ではなかろうかと考えておるところでございます。

御案内のように、特定防衛施設関連市町村に指定されたことで調整交付金等が入ってまいりました。こうした要望、まだまだできる余地があるのではなかろうかというところで、こうした機会を設けて要望を重ねていきたいというふうに思っています。

○6番（松田俊和君）

効果的な配分ということで答弁をいただきましたが、私としては、先日の予算委員会の中で、私として個人的にですけれども、予算書においては単年度の予算の数字しか上がっておりません。けれども、私は全項目ですね、前年度、要するに5年前から全部比較する数字を記載しております。その中において、私から見れば、要するに何といたらいいですか、基本的な考えをもとにして数値を上げたと言われますが、その全部を調べると、また後で質問しますが、何か偏見を持たれたような数字が上がっているような感じがしますが、その辺の徹底ぶりはいかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、その具体的な事業についてお教えいただきたいということはまずありますけれども、全体の事業の中で、今現在、実施必須で不都合が生じているもの、例えば、戸籍の電算化や小学校のPC、商工会の補助金、町道補修、消防車などがあります。次に、請願事項、三上地区の道路改良、八枚の駐車場、防災行政無線があります。続いて、アンケートにて、町民、また、子ども議会で御提案いただいた子供議員が求める分野についての予算としては、太陽光発電やガードレール、歩道設置、道路補修、ごみ処理器補助などがございまして、こうした視点で予算化をしたところでございます。

○6番（松田俊和君）

先ほども言いましたとおり、5カ年前からのずっと全部の項目の数字を比較しますと、24年度においては、まずゼロベースでもって試算をしたということでの予算が上がっておりますが、私から発言をさせていただきますと、ゼロベースであった項目も結構ありますが、先ほど議員からも言われましたが、偏見を持って数字が上がったような予算の編成の仕方があるように感じますが、その辺は一切ありませんでしたでしょうか。そこを伺います。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、偏見を持って予算化したというところはございません。恐らく言われているところについては、不都合が生じているものをどういうふうに議員がとらえられるかちょっと承知しませんけれども、私としては、各種団体にも補助金は増額をしてまいりました。これは就任時から、22年度から行っていると思っておりますけれども、10%ずつ増額し、これも今まで削られてきた経緯がございます。また、そうしたところで偏見を持って増額していると言われるのかなと思っておりますけれども、特に手持ちの基金を食いつぶしている中で予算を削減させていただき、その基金を食いつぶす中で運営をお任せしてきたところもございまして、そうしたところについてもやはり基金はその団体のものでありますので、そうした基金をつぶさない最低限の経費というものを見ていく中での予算化というふうになっております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

一番最初に言いました140,000千円の23年度と比較して増額をされたその内容を、私としては、要するに今基金という名称が出ましたが、やっぱり財源がないと、今まで私が質問した内容において検討しますとか考えますしか言われていませんが、そこの中での検討する、考えますの内容を150,000千円の数字が上がった分に関してやっぱり増額をしていただけるような努力をもって上峰町の行政のあり方をとってもらえないだろうかという考えを私は持って発言していますが、その辺の考えは一切ありませんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございます。実施必須で不都合が生じているものというくりに

入れる基準は、これまで削減した経緯があり、当該事業において削減に伴い、例えば、団体の基金を使ってしまっているということを当てにした削減の仕方をしている部分であったり、またそうしたところで考えているわけであります。

済みません、ちょっと質問の趣旨が定かにわかりませんでしたので、答えになっているかわかりませんが、これをもって答弁とさせていただきます。

○6番（松田俊和君）

私の質問の内容の趣旨は、やっぱりこの140,000千円という数字を上げて増額させていただいた予算に対して、その中身の内容を何かの箱物じゃなしにソフト面に関して増額をするような立場を十分にとってもらえませんかというのをちょっとお尋ねしている段階です。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

松田議員の質問にお答えします。

箱物については、予算化してもいいと思いますし、ソフト事業の延伸、拡充に向けて今後とも——今回もですが、予算化していきたいというふうに思っております。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

交通安全面について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから交通安全面について御答弁させていただきます。

町の交通安全対策といたしましては、まず、小・中学校の新学期ごとに交通安全指導員さんによる町内5カ所の交差点での立ち番が挙げられます。また、4月には、小・中学校で交通教室が行われますが、鳥栖警察署から御指導いただくのにあわせて、町指導員の皆様にも御協力を賜っております。季節ごとに交通安全週間がございますが、その際にはみやき町と合同で主要道路沿いにおいて交通安全街頭キャンペーン活動を行っております。秋には交通安全協会主催による運転免許保持者講習会を毎年実施しておりますが、昨年は11月24日開催でした。多数の御参加がございました。

ハード面では、カーブミラー等の安全施設の整備につきまして区長様方から要望が届けられますと、現地を調査した上で設置を要する箇所については予算化をするように努力いたしております。また、交通安全指導員様方の危険箇所点検を行いまして、24年度において、減速ゾーン、交差点区画の復元予算を計上しているところでございます。道路環境の改善やカーブミラーの設置等、ハード面の改善、整備は最も大切なことではございますが、どれだけ整備をされてもおのおの方々の意識づけがなければ事故はなくなるとは思いません。先ほ

ど申しあげました講習会等に参加して、各自が交通安全意識の高揚を図り、再認識していただくことは大変意義が深いものと思っておるところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、検討しておりますというその答弁に対して、私が調べた内容として前の話を言ってまことに失礼ですが、平成19年6月の議会で、当時の川原建設課長がこういうふうに答弁をされています。私のところのちょうど東に学習施設がありますが、あそこのまたすぐ東に井樋があります。あそこの井樋から北のほうに、野菊の里のほうに行くクリークがありますが、あそこの両面に対して全然ガードレールも何もありません。その面に対して答弁が、「水路は複断面水路になっており、夜間雨天時等、視界不良は道路と水路との区別が困難状態で危険があり、デリネーターなど反射柱程度の設置は必要と考え、予算確保、施工に今後努めますとあります。

また、20年9月の議会、今度は鶴田建設課長になりますが、その面に関して、ガードレール、カーブミラーなどの設置場所については、財政状況を判断し、デリネーター設置、看板設置、レミファルト施工など費用のかからない手段で危険箇所の解除に向けて今後対応いたしますと4年前から言われていますが、ごらんのとおり、何もありません。その辺の検討の状況はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、私自身もその点についてただいま申し聞きました。行政の引き継ぎの問題と思いますが、すぐさま現地踏査させていただき、必要であると危険性の認識はされているわけでありますので、再度私も踏査させていただき、確認後検討していきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○6番（松田俊和君）

またその現地を視察して検討しますという言葉になりましたが、先ほども言いましたように、19年6月、20年9月、各建設課長が先ほど言ったような答弁をされています。検討します検討しますもだれかさんが言われていましたが、何もしないことを意味するよと言われて私もがっかりしておりますが、やっぱり3年も4年もたって検討しますじゃなくて、危険箇所やからですね、先ほどカーブミラーをつけたりいろいろ池田課長から答弁されましたが、やっぱり危険箇所というところはきょうあしたまではいかないかもしれませんが、半年以内、1年以内が最低の限度じゃないだろうかと思いますが、早急なる施工をお願いしたいんですが、もう一回答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、現地調査して、危険性があれば当然考えていくということになると思えますし、これまで扱ってきた請願事項やしっかりと引き継ぎといいま

すか、私も確認できるものになっておるところでは随時予算化している現状を理解していただき、この危険地点についても現在聞きましたけれども、早急に現地調査後、対応を考えていきたいと思っております。

○6番（松田俊和君）

ここの題名といいますか、質問に対する最後の質問になりますが、町長として平成24年度の当初予算を作成されるときに、今まで2年前、3年前に私が質問した——ほかの同僚の議員も一緒ですけども、検討しますとか考えますとかと言われたその質問の返答に対して、平成24年度の予算に対してはそういうところの2年前、3年前の検討しますということも考えて設定されているのかもう一回聞いて、この質問を終わります。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、これまで議員が御提案いただいたこと、例えば、この県道に桜を植えるということについても、芝生化の話にしても、なかなか現状が実施自体が難しいというお答えをさせていただいたとおりであります。その時点で検討しますと発言したものの中でも実現が難しいものについてはお答えをしっかりと申し上げてきたつもりであります。

また、検討するに値する事業提案につきましても、正直申し上げまして、22年度は特に三セク債の問題等もありながら、かなり予算的に厳しい中、これまで我慢をお願いしてきたわけです。今後は必要な部分に光明を見出す中、予算化していきたいという旨で理解していただければと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町内各施設について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

それでは、3番目の町内各施設についてという形で、施設の有効利用を今後どのように考えているかということなんですけれども、スポーツ施設の利活用と料金についてという形でお聞きしておりましたので、それについてお答えしたいと思います。

施設利用料金はそれぞれの施設の管理運営条例において定められているところでございます。利用料金は体育センター、武道館、小・中学校体育館や中央公園など、基本利用形態といたしましては団体の半面利用で1時間210円がほとんどでございます。あと、町外はその3倍、630円となっております。他町との比較といたしましては、それぞれの施設においてまちまちではございますけれども、いずれの町におきましても、町内の各利用者に対してはおおむね上峰町同様の料金設定となっておりますところでございます。

また、施設利用状況に関しましては、体育センターの利用をとりましても、1週間にわた

って固定的な団体さんが活発に利用されているという形態になっております。

あと、施設につきましては、老朽化は否めないところなんですけれども、適切な修理を重ねて不自由のない利用ができるような状態を保持していきたいというふうに存じております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

課長のほうから資料をいただきまして、使用人数、使用料金の表をいただいております。その中で見まして、使用人数に関してはそんなに極端に減っているところはありません。まして料金に関しても当然ですが、余り変わりません。その中において、上峰町の施設は施設であります、隣、みやき町、隣の吉野ヶ里町、各施設においてやっぱり同じような、使用者にとってはどちらを使おうと、町内、町外という値段の差がありますが、どちらを使おうが使用上の面においては変わらないと思うわけですね。そのときにおいて上峰町がこういうふうに施設をいっぱい持っているならば、やっぱり使ってもらうように努力するところの努力がなからんといかんと思うんですけれども、私としては努力の量がちょっと不足じゃないかと思いますが、その点の考えはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（川原源弘君）

私どもの利用促進についての努力ということのお話なんですけれども、現状といたしましては、体育センター、お手元に多分資料お持ちだと思いますけれども、利用者はもうほとんど前年とか、ここ数年ですね、利用者としては同じような利用者、それとあと、料金もほぼ同じような料金で推移していることは明らかでございますけれども、なぜかという、それはほとんど体育センターについても1週間が固定客でほとんど埋まっております。新規の利用という形はほとんど町外の方が入ってくるというケースなんですけれども、町内の方々は利用形態という形で利用する時間帯は固定されておりますので、体育センターにつきましては、1カ月、1週間、使用を通じてもうほとんど満席状態でございます。これをさらにまたふやそうと思ったら、それこそ利用時間帯を狭めても利用してもらおうという形になりますので、今のところキャパとしては精いっぱいのキャパを利用して町内の健康増進を図っているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

健康増進のためという言葉が発せられましたが、やっぱり上峰町としてはスポーツを推進する町として、憲章ですか、そこにちゃんとうたっておりますもんで、スポーツをいかに多くするか、要するに使用者を多くするかという努力が、先ほど目いっぱいだからもう先はあんまり望みませんよというふうな言葉になりましたが、私としては、やっぱり憲章にうたわれているからにはスポーツもどんどんしていただいて、健康増進に導くための手段をもっともっと考えてもらうところにスポーツを推進する町としての町の努力が必要じゃなからうか

と思いますが、その辺をもう一回お願いします。

○生涯学習課長（川原源弘君）

もう施設のキャパとしては精いっぱい活用されているというお話をしたんですけれども、議員がおっしゃるように、現代社会においてスポーツの意義というのは大切でございます。スポーツを楽しむことによって人間の本源的な欲求の充足とか、爽快感、達成感、精神的な充足をも図って、もって体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防等々、それぞれいろんな効果があるというふうにうたわれております。私どものほうとしても、新たなスポーツのあり方という形を探ろうという形で、新年度におきましては新たなスポーツの形態というところを模索して、それを予算上に反映して、実のあるものという形で24年以降はそっちの方向に向かって町民の健康増進のためにさらなる利活用、特に体育センターのほうですけれども、限られた時間帯をもって町民の方々に広く活用をしてもらおうという形で予算計上等も図っておりますので、今後とも温かく見守ってほしいというふうに思っております。それぞれ私ども教育委員会としても町民の健康増進という形を側面からサポートしていくように努力していきたいというふうには思っております。よろしく申し上げます。

○6番（松田俊和君）

川原課長にはこういうことを言って失礼ですけれども、3月で退職されます。質問したのが酷だったかもわかりませんが、また来年度から新しい課長様がなられると思います。今の発言をされた内容を十分に継承していただくように指導をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で6番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、1時45分まで休憩いたします。休憩。

午後1時33分 休憩

午後1時46分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○7番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、7番岡光廣が一般質問いたします。

今回は3項目一応上げております。

1 項目め、男女共同参画の現状ということで挙げております。

要旨といたしまして、上峰町の男女共同参画基本計画、これについては町の取り組みの経過及び今後の計画性をお聞きしていきたいと思ひます。

2 番目に、審議会における女性の参画状況についてお伺ひしていきたいと思ひます。

3 番目に、今後の女性参画の促進計画についてどのように考えておられるかお聞きしてまいりたいと思ひます。

2 項目めとして、上峰町これからのまちづくり計画についてお伺ひしていきたいと思ひます。

内容といたしまして、1つ、まちづくりの方向性、2つ目に、これからの生活環境の整備計画ということで、この中におきましては、総合計画、実施計画関連についてを重点的に伺ひしてまいりたいと思ひます。

それから、3 項目め、市町村合併について。

1つ、町民アンケート調査実施計画について。この件につきましては、23年度におきましても数回質問しておりますけれども、具体的に回答を得られておりませんので、今回詳しくよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

2 番目に、将来像を考える協議会設立準備会の発足計画ということで、この分につきましては、今後町村合併のことを考えていくためには、やはり町民アンケート調査に乗って、その方向性を決める前にそれ相応の計画をもって検討していかなければいけないということをお思ひしておりますので、この協議会の設立についてどのようにお考えかお聞きしてまいりたいと思ひます。

そして、それを踏まえまして、まちづくりの方向性。この件につきましては、いろいろと行政のトップとしていろいろな情報等が今流れてきておりますけれども、平成24年11月につきましては、関係自治体による意見交換会とか任意合併協議に関する設置に関係するいろいろなお話が行政のほうに要請があるというふうにお思ひますので、その辺を十分踏まえて御答弁をお願いしたいと思ひます。特に今回、この方向性につきましては、町長さんが一応任期1年をもう迎えまして、合併について合併進展の強化ということもマニフェストにも挙げられておりますし、それなりの答えを明確に示していただきたいということで3番目に挙げておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

○町長（武廣勇平君）

それでは、まず最初に、男女共同参画の現状について、その①上峰町の男女共同基本計画について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから男女共同参画の現状、1の上峰町の男女共同基本計画はにつきましては御答弁させていただきます。

男女共同参画の基本計画の策定に当たりましては、策定委員会設置要綱に基づきまして9名の委員を委嘱し、10月31日に第1回の委員会を開催して、都合4回の委員会を経まして、2月24日に答申をいただいたところでございます。提出しております計画書につきましては詳細を申し上げるのを省略させていただきます。

なお、企画課で策定中の総合計画との整合性が必要でございますので、本計画書3ページ中に記載しております上峰町第4次総合計画（仮称）につきましては、総合計画が結審しまして、その名称が決まりましたから変更させていただきたいと考えます。

また、本計画書の9ページから10ページにDV関係について記述しております。よって、現在の資料の表題につきましては「上峰町男女共同参画計画」といたしておりますが、これに「DV被害者支援基本計画」の名称を加えて完成させる予定をいたしております。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この男女共同参画ということで今回挙げておりますけれども、実は資料をいただいて初めて上峰町の男女共同参画というこの内容を詳しく知ることができたわけでございます。

先ほど触れられた中におきまして、上峰町の第4次総合計画ですか、この中で一応项目的に入ってきておるわけですが、この男女共同参画計画策定委員会の設置ということをお先ほど言われまして、この分がこの資料の中にはありますように、平成23年10月設置というふうなことでうたわれているというふうに思います。それで、この委員会の構成ですね、構成につきましては、各種団体代表6名、行政関係3名というような内容を示されているわけですが、どのような団体の方が入られておるか、それと行政関係はどういう部門の方が具体的にに入って審議を進めてこられたかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

先ほど設置要綱のお話をさせていただきましたが、その設置要綱の第3条に「委員会の委員は9名以内とし、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する」ということで規定をしております。まず1番として、学識経験を有する者、2、各種団体の代表者、3、関係行政機関の職員、4、その他、町長が必要と認める者ということでしておりますが、そのメンバーでございますが、まず学識経験者として、上峰町教育委員さんから1名でございます。それと民生、児童委員さんから1名、人権擁護委員さんから1名、各種団体代表としまして、区長会から1名、JA婦人部から1名、それに商工会女性部から1名、行政関係者としたしましては、住民課長、健康福祉課長、生涯学習課長、以上で9名でございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

メンバーについて初めて知ったわけですが、今回、この男女共同参画については、町長のほうの今回の計画書の中にも十分含まれているわけですが、実はこの第4次総合計画の中で審議を進められて、最終段階ということで、審議委員会の答申が3月21日に一応現在計画されているわけですが、今後要するに審議会のあり方についても、内容的に審議を進める中において事前にどのような内容になっているかと。初めて資料をいただいて内容的に確認できたわけですが、審議内容を十分検討していく上においては事前の周知について十分——今回私が言うのは、関連して第4次総合計画の中においてそういうふうな周知についてどのようなことが図られたかということをもぜひお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（池田豪文君）

皆様方も御承知のとおり、総合計画と申しますと、町の中におきましての一番最上位の計画でございます、その中に男女共同参画の部分が占めるページ数というのは非常に少ないものであると思っております。よって、そこにあらわせないものにつきまして深く私どもの計画書の中で定めていくと、そういう趣旨でございます。

この男女共同参画の基本計画につきましても、本町におきましても早急に策定する必要性がございまして、県内におきましては、20市町でございますが、そのうちで2町だけがまだ計画が策定できなかった、そういう事情がありましたので急いでいたということもございまして。総合計画の内容とは関連性を持たせている、そのように考えている次第でございます。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この審議会についてのあり方ということで、実は私も初めてある資料、県の情報誌等を一応見ておったわけですが、先ほど課長のほうから触れられたとおりに非常に上峰町の場合がおくれているということで、一応情報誌も上峰町ともう1カ所ということで載っておったわけですが、特に今回非常に上峰町がやはり女性の審議委員の登用が非常に悪いと、県内では最下位というような状況を実は示されていたわけですが、この辺について、要するに県からの指導ですか、県のほうからの指導はいつごろから重点的に上峰町にされてきたかということをもぜひお伺いしておきたいと思ひます。

○総務課長（池田豪文君）

私が22年4月から総務課に来ておりますので、そのときには指導を受けておりますので、それより前、3年か4年前ぐらいからだということとなっております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

一応県の資料を見ていると、そういうふうな状況下から重点的にですね、上峰町が最下位というような形で急遽その辺を真剣に取り組まれたというふうには思ひます。それで、現在

この審議委員会の登用そのもの、一応県は県及び町村の目標設定を実はされておるわけですが、今後、この資料の中においては30%以上を目標にするというようなことを記入されているわけですが、この30%以上、各審議委員会の委員の選任等を含めてどのような経過で、例えば、県が年度を設定して、平成27年度までの30%確保ということで段階的に町の今後の審議委員会の委員の女性の登用についてどのように考えていかれるか、基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

本計画書におきましては、平成33年、10年間の計画をいたしております。それで10年間の目標として30%ということ考えております。

なお、つけ加えさせていただきますと、本町の職員の管理職の登用でいいますと、県内でも女性の登用率は高いということを述べさせていただきますと思います。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

非常に部分的には高いというふうに回答をいただきました。それで、現在、一応資料の中にありますけれども、この地方自治法で定めておられる第202条の3及び地方自治法の第180条の5、この中に女性の登用比率ということで一応平成21年から23年度のパーセンテージを上げておられるわけですが、この件ですね、例えば、第202条の3、これは一応平成23年で6.7%、それから第180条の5、これは23年度で4.3%ということで、この21年から見れば実はずっと女性の比率が下がってきているわけですね。それで、今後の計画においては、一応促進計画の中では、女性の参画、県としては27年度までには30%以上というような一つの指針が出ておるわけですが、先ほど総務課長の御答弁では、平成33年を目標ということを実は言われておるわけですが、やはりこれを徐々にこの比率を高めていってもらふ必要は十分必要であるというふうに思うわけですが、この10年間の中、要するに33年度までにどのような経過ですという内容的なことが今さっきの中では触れられておりませんので、何年ぐらいから具体的にその比率を両方とも上げていくというような一つの方向性はやはり示しておくべきであろうというふうに思うわけですが、その辺についての御答弁をお願い申し上げます。

○総務課長（池田豪文君）

今、設問2のところの比率について議員から御指摘がございましたが、それは後でその原因は述べるといたしまして、その30%の目標にいたします遂行につきましては、7ページのところで触れておりますが、総務課のほうから、町がしますところの審議会とか委員会、そういったものにつきまして、ほかの関係各課ございますので、関係各課のほうに働きかけまして、そして、女性の登用を積極的に働きかけていきたいと、そのように考えるところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

それで、特に関連したことですけれども、今回の第4次総合計画、この分の状態を、委員さんの状況を見てみますと、やはり女性の委員さんが1人も見受けられないということで、今後総合計画の中におられないということは非常に私もちよっとどうかというふうに思いますけれども、この委員の選任について、最終的に町長は今回の第4次総合計画のことについてどのようにお考えをお持ちになったかお聞かせ願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の質疑でございますが、この総合計画の策定に当たっては、各種団体の皆様に御参集いただいたわけでありまして、代表者ということで、その中にたまたま女性の方が少なかったということではあると思いますけれども、決して女性の視点というものを反映させないという話ではなく、1つ、町の婦人会組織がなくなってしまったということが大きな要因ではあると思っています。婦人会組織がなくなったことに伴い、あらゆる分野においてこの婦人会の代表という方々の審議会やら評議員等のかかわりがなくなったものでございますので、この婦人会の組織化については、従来から私も教育長を初め、ともに再結成を求めていますし、なくなるという際においても慰留をお願いしたところでございました。今後こういう女性の視点をより多く反映するためにも、ぜひとも婦人会組織の再結成をお願いしたいと思っています。

○7番（岡 光廣君）

実は先ほど町長さんが答弁していただいたのは、当然今までは各種団体の代表ということで婦人会の組織が今具体的に表面化していないという点も確かにあるかと思えます。

それで、一応これで最後の質問になりますけれども、各審議会等、委員会等ですね、やはり町長さん、幅広い意見を日ごろから考えておられます。幅広い意見を町運営のために反映させていくためには、やはり今後積極的な女性の登用と、選ぶ場合は各組織団体のバランスのとれた構成組織に持って行ってほしいということを強く要望したいと思います。最後にそのお気持ちをお聞きしてこの項を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今この総合計画策定に当たり、女性の視点を取り入れるべく考えていきたいと思いますが、女性の視点を取り入れるためにはまさに婦人会の組織が必要なわけでありまして、ほかの各種団体の皆様方はそれぞれの御立場で御意見を申されるのであって、女性の意見を取り入れるための婦人会組織の再結成を促していきたいというふうに思っております。

○7番（岡 光廣君）

済みません、最後と申しましたけど、もう1点だけ確認しておきたいと思います。

今回の総合計画審議会委員名簿を同僚議員が提出要請して資料がありますけれども、その

中において、要するに各組織の中で一番町のためにいろんな面でお世話していただいている区長会ですか、区長会が漏れているようですけれども、この辺について選ぶときにどのようにお考えになったか、その1点だけを確認して終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質問ですが、今回の審議会につきましては、前年度を参照させていただいております。また加えて、議会から常日ごろ求められております協働の視点、また学校教育、地域振興、そうした視点も計画づくりに反映させたいという中で審議会のメンバーというふうにさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

7番議員にお尋ねいたします。次は大きな2番目の項目に進んでいいでしょうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

第2番目の、上峰町これからのまちづくり計画について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員の2番目の項の上峰町これからのまちづくり計画ということで、まちづくりの方向性ということでお尋ねでございます。

まちづくりの方向性としましては、施政方針にも書いておりますように、就任時、財政的に厳しかった状況の上峰町がようやく小康を保つような状況になったということで、これは基金の状況、また債務の状況等を含めたところで、また早期健全化判断比率というところも示しながら記述させていただいております。こうした小康を保つ状態になったということ踏まえて、来るべき未来に備え、将来世代に多大な負担を強いることのないよう事業を厳選し、町民サービス延伸、拡充を少しでも実行していく必要があるという視点、また、より少ない予算でより大きな効果を上げられる事業手法などにより健全化を意識する視点ということで予算組みを行い、方向性といたしましては、個人の住みやすさに視点を置いた施策から、個人の生活はもとより、人や社会や自然とのかかわり、つながりにきめ細かくソフト事業が行き届く暮らしやすさを追求した施策を実行していきたいというところで大きな方向性を構え、予算を組んでおります。

○7番（岡 光廣君）

このまちづくり計画についてということで一応挙げておりますけれども、まず本題に入る前に、実はこの資料提出を求めておったわけですがけれども、なぜ今回提出できなかったということをまずお聞きしたいと思います。

実はこの資料については、以前は予算編成とかなんとかの場合はびしゃっとうこういうふうな計画書というのをお渡ししていただいたわけですが。上峰町総合計画実施計画表と、それと

事業計画の明細表ということをしちつと計画書を提出されて、一応上峰町がどのような計画で進んでいるかということが一目でわかるように、十分目で見えすぐ判断できるようにされておったわけですけれども、今回、私も実はその表に基づいて事業計画明細書ということで、一部財政のほうから中期財政計画ということで書かれた分だけは十分すぐ把握できましたけれども、それ以外につきましては、今回の平成24年度の一般会計の予算の中で拾いながら、私も私なりに一覧表にまとめたわけですけれども、こういう点を提出できなかった、作成されなかった理由についてまずお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

7番岡議員の御質疑でございますが、先日申しました、議会でも申しましたが、本町は平成21年決算をもとに、平成22年度に財務省との協議を行い、この実際の財政の分析を公会計をもとにでなく、行政キャッシュフロー計算書というものをもとに債務の返済能力、また資金繰り状況というもので協議を行った上、ヒアリングをもとにして公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画、これを平成23年度を末に置いて、平成23年度までを期限に置いて提出をさせていただきながら今の上峰町の財政状況を図る資料というものをいただいております。

財政当局としましては、まさに火の車だったこの財政の状況を一刻も早く改善するため、この財務局との協議をもとに健全化計画をしっかりと履行していくということが必要だという判断のもと、これに沿った運営をしてきた経緯がございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

それでは、先ほど町長のほうから御答弁いただきましたけれども、基本的には平成23年度末ということで、いろんなヒアリング等で調整等を行ってきたということを言われております。それで、この中期財政計画ですね、中期財政計画の中においては今後の事業計画ということで、要するに8項目ですかね、8項目については今後の事業計画ということで23年度の見込みのところまではきちっと入れてあるわけですね。それで、これ以後については平成28年度までの計画を実はされております。要するに年度ごとにどのように計画していくかということは、当然この分についてはヒアリング等を行ってやはり明確にしなければいけないということでこのように計画されていると思います。

それで、それはそれとして、やはり24年度については、24年度以降ですか、単年度計画でない分についてはやはりこの計画書の中に当然入れることができたというふうに思うんですけれども、この24年度、単年度、24年以降ですか、この分についてはやはり当然示してほしかったなという思いがありますけれども、この辺について町長はどのようにお考えですか。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の質疑でございますが、この中期財政計画は毎年ローリングで見直しております。これは県との提出の時期の問題であります。10月でしたか、記憶は定かではございませんが、10月か9月、11月、そのあたりに提出が求められるわけでございます。当初予算はその後の策定ということで後年度に反映せざるを得ないところがございます。この時期を変えられないかと私も担当に聞きましたけれども、県が求める提出の時期というものがそのようであるというふうに聞きましたので、予算の24年度が反映されていないものになっているのかもしれない。

○7番（岡 光廣君）

県に提出された分についてはここにきちっと書いてありますけれども、書類の作成が平成23年12月20日というふうになっているようでございます。それで要するに今後の計画については、町長も第4次総合計画について大枠において取り組んでいくということで、前期5年間、後期5年間ということで、そういうもとにおいて計画書を恐らく今後、前のやり方じゃなくて、そういうふうなやり方で進められるとするならば、そのような計画作成をしていくべきではなかったかというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の質疑であります。今中財の日付が12月ということで、私もちょっと申しわけございません、10月、11月あたりだと思っておりましたが、協議を開始して提出ということになると思いますけれども、県との提出時期を変えるということではできないようでございまして、その時点で翌年度確実に事業として見込めるものについては反映をさせていただくということで御了解をいただきたいなと思います。

○7番（岡 光廣君）

それでは、一応確認ということでしていきたいと思います。基本的には、要するに総合計画については前期、後期に分けて進めていかれるというふうに回答されていたようでございます。それと、総合計画、実施計画については、3年間の実施計画をし、1年ごとに見直して今後計画をしていくというようなことで理解をしていいかどうかということを確認しておきたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

失礼をいたします。実施計画書のことをお尋ねでございますので、私のほうからお答えさせていただきますと思いますが、今現在、基本構想、それから基本計画の策定途中、議員言われましたように答申前ということでございます。それで基本計画が定まりました後にですね、ちょっと時間的に今回はございませんでしたので、議員がいぶかしがって何でかなという疑問がおありだとは思いますが、時間の関係で今回の計画につきましても、この基本計画が定まりました後すぐに3年間の実施計画書の内容と申しますか、土台と申しますか、つくり方ですね。今現在、議員お持ちの計画書と申し上げますのは、従来は鳥栖の広域圏のほう

に町の計画を上げております。それでその町のほうの計画を広域圏計画として承認していただきまして、そうすることによって起債の対象になるような事業に発展させるという趣旨でございましたが、その広域圏計画というものも平成21年3月31日をもって廃止をされております。ですので、今回以降3カ年の実施計画書につきましては、その計画書の作り方というものも少し変わってこようと思っております。今現在、その計画書の内容、表現の仕方というものを担当のほうに検討をさせております。トータル的に申し上げますと、今まで同様、基本構想、基本計画がございますので、その両者に基づきました実施計画書は3年間分をつくりまして毎年ローリングしてまいりたいということで、ただ、初年度につきましてはまだ計画が定まっておりますので、時期的には24年からの実施計画というものを4月以降早々に作り上げてまして、その以降については、25年からの3カ年計画につきましては、ここの12月以降は大体12月、その予算の編成とかみ合わせる必要がありますので、以降は12月ぐらいに毎年ローリングを、見直しをかけてまいりたいと、そういう計画でおります。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

次に、今後の事業計画についてお伺いしたいと思います。

現在、この資料の中に実は今後の事業計画を一応上げておられます。それでこの事業計画の中で補助事業と単独事業、懸案事項等が示されておりますけれども、この分の事業計画明細表のとらえ方として、全体事業費に対して、うち財源との差額、国庫補助金、県補助金というふうにありますけれども、そのような形で判断していいかということですね。この中で事業名、いろんな防災無線とか社会資本整備、八藤遺跡、中学校とずっとあるわけですが、この分の年度ごとの計画書が作成されております。ずっとこの計画書どおりって、例えば、24年から27年計画とか28年から29年計画とかいうのがずっとあります、年度ごとの計画がありますけれども、この事業費の計画に大幅に足らん分、その差額の分は、国、県の補助というふうにとらえていいか。それと、事業年度がここは28年度までしか計画が上がっていないところもありますけれども、一応29年度に続けて実施していくもんか、その辺の回答をお願いしたいというふうに思います。

○企画課長（北島 徹君）

済みません、失礼いたしました。今資料としてお示しをしておりますけれども、この全体事業費から国庫補助を引いた残りが一般単独の事業費ということで、基本的にはこの部分についての起債はしないということで考えております。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

先ほどの分についてはわかりました。それで、この計画ですね、計画の中で事業期間を決めてありますけれども、この期間におさまらない分については29年度まで持っていくもんか、

全部この29と、期間を24から29というふうにあるわけですけれども、この表には28年度計画までしか載っていないわけですね。それですと事業費を縦横合わせていきますと、やはり大分マイナスになる部分が出てきているわけですよ。そいけん、その分については、例えば、29年度までしか計画に載っておりませんので、あとの分は29年度に一応計画を予定されていくもんか、全部28年度までに一応計画していかれるものか、その辺の判断をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質疑でございますが、計画未実施の事業につきましては、翌年度以降に当然検討をしていかざるを得ないとは思いますが、計画を定めている以上、期限内に事業実施を行っていくつもりで考えていくべきだと思っています。

○7番（岡 光廣君）

そしたら、次に移ります。

この事業費の計画の中において、消防車の購入という項目があるわけですね。購入計画。それで要するに年度ごとに計画額が示されておるわけですけれども、平成24年度は一応3台を予定しているというふうなことが言われておるわけですけれども、この配分の中において25年度までになってきているようすけれども、この辺の計画についてはどんなふうになっているのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

この中期財政計画を作成する段階では、この計画書のような予定をしておりました。その中で防衛省からいただきます交付金の関係で、その使途についていろいろ向こうの福岡の局のほうと協議をしておりました関係で、使途が24年度についても時間的にいろいろんな検討ができないというようなこともございましたので、25年の分を前倒しで24年度に持ってきたということでございます。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

御答弁ありがとうございます。この計画書につきましては理解できましたので、これで終わりたいと思います。

それで、あと、この消防自動車関係につきましては、最終的に24年度で各第4部まで一応無事終わるといような計画になってまいりますけれども、あと要するに本部関係ですね、本部関係についてはあとどのようにお考えになっているか、その辺だけをお伺いしておきたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

本部の積載車につきましても老朽化しておりますので、この分については防衛省のほうの

補助事業でお願いしたいと、そのように考えるところでございます。実施時期については25年度を予定させていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

それでは、次に移りたいと思います。先ほどはどうも課長ありがとうございます。

今後のまちづくりの計画ということで、いよいよ第4次総合計画ももうすぐ答申を受けられますけれども、特にいろんな問題が実は出てきておるわけですが、総合計画の中において現況と課題ということにおきまして町長が次のようなことを言われております。現況の課題の中において、1つ、全町的な土地利用の方向性を明確にしていくということを1点挙げられております。その中において、計画的な土地利用の推進、それから新たな住宅地の形成の促進、それと老朽化した木造平屋建ての住宅建てかえの検討というようなことを今後の町の方向性の中に示されているわけですが、今後、今現在、現時点で町長がどのような思いをされているか、この3点についてお伺いしたいと思います。全町的な土地利用な方向性を明確にしていくということで土地利用の推進ですね、計画的な土地利用の推進、新たな住宅地の形成の促進、それから老朽化した木造平家建ての住宅建てかえの検討ということで、特にこの住宅地については場所がわかれば場所を示していただければ非常にいいんじゃないかと思っておりますので、この3点だけをまずお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長のほうから休憩の要請がございましたけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午後2時36分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

先ほどの7番議員の質問に対しての執行部の答弁から求めます。

○振興課長（江崎文男君）

失礼いたします。先ほどの岡議員の質疑の3項目ですけれども、まずは土地利用の推進、それと、新たな住宅地、それと、住宅の建てかえ、その3つの質疑についてお答えいたしま

す。

土地利用推進と新たな住宅地につきましては、回答が重複しますので、回答を一緒にしたいと思っております。

平成14年3月に上峰町の都市計画マスタープランが作成されております。この都市計画マスタープランにつきましては、20年後を見据えたマスタープランということで策定されているところでございます。その中で、全体構想図のほうもでき上がりをしておるところでございます。

その全体構想図を見ますと、土地利用計画並びに新たな住宅地ということで、県道神埼北茂安線、それと、縦道の坊所城島線を囲む役場周囲については、将来的には中層系の住宅地ということで計画されております。

また、その北側についての県道北茂安三田川線の北側、南側につきましては、低い低層系を中心とした住宅地ということで全体的な構想図ができております。

それと、3番目に、建てかえ住宅につきましては、これも平成15年3月に住宅のマスタープランができておまして、今現在、長屋の檜寺住宅が非現地建てかえということで、今現在35戸ある檜寺住宅が40戸ということで、別のところへの建てかえ計画がなされております。今もってその建てかえ地につきましては、計画的にはどこどこということでは町としてはまだ決めておりません。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

振興課長のほうから御答弁いただきまして、ありがとうございます。この計画書につきましては、私も理解いたしました。

それで、今後の総合的に、要するにまちづくりの方向性ということで最後をお願いしたいんですけども、これからのまちづくりは、計画の中にも書かれておりますとおりに、やはり暮らしやすさを追求していくということを全面的に出されておりますけれども、今後、町民の皆さんとのきずなを大切にしながら、協働により推進を積極的にしていっていただきたいということを切に要望しておきます。

それと、特に今回、この総合計画、実施計画ですか、事業計画明細については、今後十分検討をして、やはり毎年計画を見直しながら作成していくということをお約束をしていただきたいということをまず御答弁いただきましたら、これで質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御指摘と御提案でございますが、今議員申されましたように、この実施計画については、議員の御意見も踏まえながら、適宜見直しながら進めてまいります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

市町村合併について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

まず、7番岡議員の御質疑、市町村合併について、項目1の町民アンケート調査実施時期ということですが、私としましては、この実施時期、しかるべき時期と申し上げてまいりました。

この調査の時期につきましては、これは協議が今後内部で必要であります、私自身としましては、現時点では23年度の決算が確定することがまず必要じゃなかろうかと思っておりますし、24年度の上半期の見通しというものもつくられる中、実行できればと思っております。そうした状況でございますので、しかるべき時期にというふうな表現をさせていただいてまいりました。

○7番（岡 光廣君）

より一歩進んだ回答をしていただきまして、ありがとうございました。

これが一応、武廣町長さんも御存じのとおり、県東部4市町合併への準備会ということが24年2月17日、実は発足会ということで、実質的な発足会の日がちが24年2月18日ということで新聞報道でなされているのは御存じというふうに思います。

そこで、要するに、この準備会の方が、やはり任意合併協議会設立に向けて、その働きかけを11月ごろ行うという予定にされているわけですが、現在、先ほどの1番の答弁の中において、やはり23年度の決算、これが見通しがついてからということでもありますので、この間においては、やはりこれからいろんな町民アンケート等を取りながら、いろんな協議を進めながら町長は今後のことを判断されていくというふうに思いますけれども、要するに、この働きかけに対して町長はどのような思いをお考えになっているかお聞きをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質問でございますけれども、この民間団体による任意協議会の設置の時期については、私は新聞報道のみ見たところでございまして、この内容等を打ち合わせて、協議した上で定めたものではございませんことをまず申し上げさせていただきたいと思っております。

また、後段の御質問でございますが、やはり財政の話は非常に、いかにこの合併のメリットを見出せるかという議論の中で不可欠なものだと思っておりますので、決算の認定、また、24年度の上半期の状況等がわかる中で議論をさせていただきたいという気持ちはございますが、この団体の意向とかみ合わないところはあるかもしれません。

よって、議論の中身に入って、この合併のメリットを見出す協議自体には応じていくつもりではございます。

○7番（岡 光廣君）

この準備会等の進められる中において、ある、要するに私も、ちょっと部分的にこういうような方向で進んでいるということで、実は私も直接向こうのほうから来られて、こういうような方向で取り組んでいくというお話を実は聞きました。

それと、要するに現在、当初の合併協議会についてはいろいろ各町村の事情がありまして、一応基山町と上峰町はその協議会から事情によって離れていったわけですがけれども、特に23年度におきましても、町長のお考えとして、要するに合併については財政状況が安定してからということの一つ示されておったわけです。

それで、要するに今年度の24年度の計画につきましても、回復というところまではいきませんが、表現として小康状態というようなことで表現されているわけですがけれども、やはり町長が就任された当時と現在は非常にその間、いろんな面で、財政面においても努力され、いい方向できちっと計画の中においても、5年計画の中にいろんな計画を具体的に示しをしていただいております。

そういうことで、当時のお考えとやはり今のお考えは多少変わっていくのが当然というふうに私たちも見ておりますけれども、この状態を踏まえ、今後の5カ年計画の見通しを踏まえながら、やはり他町に対しても、少しは、要するにうちの事情等を含ませながら、前向きに検討をしていくべきじゃなかろうかと。

当然町長は、要するにその当時、やはり合併はしなければいけないということも実は就任当時から言われております。やはりいろんな面で改革をしながら取り組んでいくという姿勢を示していただいておりますので、その辺を具体的に公約としても当然上げられて、財政状況を見ながらということで、なかなか判断に困っておられたというふうに思いますけれども、今後の、要するに決算以後、アンケート調査等を踏まえながら最終的な方向を示していただきたいということをお願いしたいと思っておりますけれども、その辺についての決意をお願いしたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の質疑ですが、合併をめぐるこれまでの私の発言を概略整理させていただきますと、特例債が期限がある以上、実質的にそれに応じた形での合併は見込めない状況で就任させていただきました。その中で、まず第一義的に健全化を行っていくということで、健全化に努めてまいりました。

といいますのも、議員からもいろいろ御指摘等はありませんでしたが、他町村から見て、こうした財政状況の、みずからの町の悪化の懸念もある自治体との合併はなかなか積極的には進められない状況があったわけでありまして。

その中で、健全化を一義的に考え、先ほど23年度の決算、そして、24年度の上半期状況というものにこだわったわけでありまして、より健全化がなされた状況で協議に入っていくという趣旨でこれまでは姿勢を一貫してきたつもりでございます。

今後、この財政状況の改善を見る中で、大切なことは、合併を、従来から申し上げていますように、いろんな方面で経営の中核部門の強化が見られたり、また、行政評価の導入がされたり、保健福祉や産業などの分野においても専門家職員の配置等がなされ、内部の管理等の重複部門を縮減することで効率化ができてきている自治体が散見されますので、こうした合併のメリットというものをその協議の中で、さらに本町においても、私自身は現在、見出せるものだと思っております。議論をしながら、合併のビジョン——やはりビジョンがなければ、このエリアの発展がなければ、合併についてはエリアの発展を考える上での合併というものが望まれますし、そうした協議には応じていきたいと。

従来から申し上げていますように、合併はそうしたビジョンをしっかり構築できるかというところにかかっておると思ひまして、以前、青年会議所の方々もそのようにまさに申されておられました。特例債がなくなった以上、あめがなくなった以上、まさに合併の真価、本当に合併のメリットというものを議論する必要があるという中で、こういう展開が起きているものだと理解しております。

○7番（岡 光廣君）

この市町村合併について、先ほども多少触れましたけれども、就任当時、やはり合併進展の強化ということ、それから、町長に立候補されるときに、町民の皆様から非常に期待をされ、若くて頭の回転が早く、前向きにビジョンを描けるお人柄ということで、実は町民の支持を受けて当選されたわけです。

それで、今のような過程におきましては、それなりにまた努力をされてきておりますし、先ほども言われましたとおりに、いろんな面を考えて方向性を示していきたいというような気持ちを持っておられるようです。

要するに、青年会議所の方とのいろんなお話も聞かれたというふうに思いますけれども、やはり今、何のための合併かというようなことを言われておりますけれども、基本的には、新聞報道にもよりますと、やはり道州制等を見据えながら九州の発展に寄与していかなければいけないと、先ほども言われました合併のビジョン、当然上峰町においても、いろんなビジョンを描きながら、やはり上峰町の発展を十分考えながら、この合併協議会に臨んでいかなければいけないということはもちろんのことでございます。

そういうことで、任期の最終年度になりましたので、ここで要するに町長の最終的にそういうふうな時期が来ているというふうに思いますので、いい方向で進んでいくことを切に望みまして、この項については終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

以上で7番議員の質問が終わりました。

先に進みます。

○3番（橋本重雄君）

皆様こんにちは。通告を大きい項目で5点ほどいたしておりますので、それに基づいて質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、町村合併についてということで質問をさせていただきます。

この町村合併につきましては、私が以前職員であったころの一番最初のスタートのことをちょっと思い出してみたんですけれども、旧三田川町と旧東脊振村、それと上峰町で2町1村の合併をしようという話になったわけですね。

それ、どうしてそうなったかといいますと、神埼郡は合併協議会ができておりました。それで、その合併協議会の長は三田川町の大隈町長さんでございました。その大隈町長さんが神埼郡の合併協議会を脱退されました。そして、それに引き続き、東脊振村の福成村長さんも合併協議会を離脱されました。それで、その後、三役と、議長、副議長だったと思いますけれども、三田川町の会議室で会議がありまして、2町1村で合併を進めようじゃないかという話が盛り上がりまして、最終的には合併協議会もできたわけですね。

それで、話はずっと進んでいったわけですがけれども、最終的には、町長さんが大隈町長さんから江頭町長さんにかわられたわけですね。そのときの江頭町長さんと、ほかのあと2人の職員さんが立候補されたわけですがけれども、そのときの公開討論会ですかね、それにおきましても、三田川町、上峰町、東脊振村で合併を進めていきたいということで公言をされておったわけですがけれども、実際その時期になったら合併ができなかったわけでございます。

それで、その理由としては、要するに上峰町の積立金が少ないというのが一番の原因だったようです。

そこで、今現在、上峰町も、積立金を合わせてみますと、約5億円程度の積立金はできているわけでございます。したがって、町長は財政力をつけてから合併の話を持っていくと今までずっと話をされてきておりますので、もうそろそろ吉野ヶ里町に対してその意向をお尋ねになる時期ではないかなというふうに私は思っております。

それで、特に私はその中に関係させていただいておった関係で、その理由というのが、要するに合併をしたほうが良いという理由というのが、目達原駐屯地が当時三田川町と上峰町と2つの町があるもので、補助金の申請とかいろいろな行事とか別々にやらないといけなから、なるだけ上峰町と三田川町は合併をしてくださいということと、それから、工業団地が東脊振村と上峰町と三田川町と2町1村でできておって、そこが財源の一番の捻出どころでございました。

それから、何といいましても、公共事業においては下水道の整備というのが一番金がかかります。ごらんのとおり上峰町も、今までずっと上峰町が始まって借金を重ねた金額と下水道の借金の金額がほとんど変わらない状態です。それだけ金がかかるわけですね。

したがって、旧三田川町、旧東脊振村につきましても、その下水道の整備もほとんど、もう東脊振は全部終わってしまし、旧三田川町も100%に近い状況になるのがもう目に

見えておりましたので、私は、私の個人的な意見としても、2町1村の合併が非常にベターだというふうに感じておったわけです。

合併については個人差いろいろ考えがあろうと思います。それで、今の町長さんも立候補される時に住民のアンケートをとるといような話もされておりますので、それはいろいろお気持ちはあるかと思えますけれども、私の気持ちとしては、とりあらず吉野ヶ里町と一緒にあって、それからまた大きな枠に向かっていったらどうかなという気持ちを持っておりますので、町長さんの気持ちをちょっと。

さっき前の議員さんの中でも話あっておりましたけれども、吉野ヶ里町との話をどんなふうに思われるか、町長さんにお尋ねをいたします。

続きまして、2番目の交通安全についてでございます。

県道北茂安三田川線、もとの藤吉さんのガソリンスタンドの付近です。あそこが最近歩道の整備が始まっておりまして、その場所の1カ所だけがどうも整理ができないような雰囲気でございます。県としてはどのような対応をしているかをお尋ねしたいと思います。

一応あそこは県道ですから県の事業になると思えますけれども、この前陳情にも行きましたとき代議士が言われたように、国、県の事業に対しても町のバックアップがないと仕事は進まないよという話もありました。それは当然だろうと思います。したがって、あれは県道だから町は知らないよというわけにはいかないと思えますので、その要するに組み込みに対しての意気込み、それをお尋ねしたいと思います。

それと、先日私があそこのきょくとうクリーニング屋のところから出てこようとしていたときに、イオンのほうから急に自転車では一と来られて私も衝突しそうになった経験を、ごく最近ですけどそういう状態になったわけですので、本当ここはどうにかしないと事故が必ず起きるなというふうな感じがしましたので、あのまま放置しないで、町長、あと1年ありますので、町長の任期中にどうにか完成をさせていただきたいという希望を持っております。その意気込みについてお尋ねいたします。

続きまして、3番目に、施政方針並びに主要施策についてということで、今回、施政方針を読みますと、なかなかいいことを書いてあります。それで、財政的には平成24年度がピークということで書いてありますけれども、予算的には今回は約1億少々前年度より多く組んであるというようになっておるわけですが、中期財政計画というものをつくってあるわけですが、これに記載されていない主要事業が中にはないかなというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

事業については当然計画をつくってやっていくのが筋でございますので、その点ぬかりないようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、4つ目の総合計画審議会についてということで、今回、資料をいただきました。それで、その資料を見ますと、区長さんの代表さんというのはこの中に入って

いないようです。前回の総合計画の資料を見てみましたら、前回は区長の代表もここに入っているようです。それで、区長代表を選出しなかった理由についてお伺いします。

続きまして、5番目の百条委員会告発、嫌疑不十分で不起訴となった件についてということでお尋ねをいたします。

この件は嫌疑不十分で不起訴となったわけですが、この判断に私は大変不満がありましたので、議員全員協議会の中で、私が検察審査会に申し立てしてもらいたい旨の発言をいたしました。しかし、全体での協議の結果、判決の結果のままで進むということになりました。議会で決まったことについては不満はあっても従わざるを得ないと思い、個人的な意見と解釈してくださいと言ってお断りをしてその場は終わりました。

何で私が検察審査会に申し立てをしてほしいと思ったかと申しますと、今回の告発事件に対する検察庁の事情聴取があるだろうということで私は期待をしていました。なぜかといいますと、新聞等でも実名入りで公表されていまして、議員の選挙のときにおいては、私が犯人と言われているということを第三者の方からお聞きいたしました。真実は1つしかありません。そこで、中村君が発言したことについてはっきりさせたかったわけです。聞くところによると、告発者にもほかの関係者にも事情聴取は全然あっていないようです。

例を挙げますと、前大川町長のお歳暮、お中元の件で、嫌というほど呼び出され、家にまで来られて、中身のかずのこの包装紙はどんな色やったか、それから、大きさはどれくらいだったか、それから、どんな調理をして食べたかと、そこまで聞かれました。それなのに、今回は何も聞かないで嫌疑不十分とは何とずさんな処理だろうということで、私は憤慨しております。

そこで、嫌疑不十分とはどんなことかということをやっと調べてみました。ちょっとここで御披瀝させていただきたいと思います。

検察官が事件を不起訴とする場合の理由の一つですね。法務省訓令の事件事務規程に定められた不起訴の裁定の一つ。疑義事実について、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分などに適用されるということが書いてあります。

それともう1つ、検察審査会についても調べてみました。検察審査会は、検察官が独占する起訴の権限の行使に民意を反映させ、また、不当な不起訴処分を抑制するために、地方裁判所またはその支部の所在地に設置される無作為選出された国民（公職選挙法上における有権者）11人によって構成される機関ということになっております。

町長は前回の議会で4番議員の質問に対して答弁をされておりますので、その答弁された議事録をやっと読まさせていただきたいと思います。

途中からになりますけれども、「先日から不起訴という結果が出た後、こうして何事もなかったかのように議会で私も議論を皆さんとしておるわけですが、一向に謝罪がないと、告発者の方々は本当に肝に銘じていただきたいのは、今もその職員は実名を公表されながら、

町内外に名前を出されながら仕事をしなきゃいけない環境があったわけです。どうして、いまだに当該職員や関係者に謝罪がないのか、本当に疑問に思っています。謝罪どころか、「ここです、「検察審査会にかけて強制起訴しろと方便されておられる方もいらっしゃるようでありまして、」ということで、これが私のことだと思います。「大変もう考えられない、遺憾に感じております。」と書いてあります。

町長が職員をかばわれる気持ちはわからないではありません。しかし、ほかにも関係者がいるわけですから、そういう方たちの配慮もする、町長としては配慮する必要があると私は思います。町長の考えを御披瀝いただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、町村合併について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉野ヶ里町への合併の話を提案されました。議員の御提案として受けとめます。

従来から私は枠組みはアンケートをもとに町民にお伺いすると、ボトムアップの町政をと申し上げておりましたので、そういう手段で今後、合併に臨んでいきたいと思います。

○3番（橋本重雄君）

それではお尋ねしますが、吉野ヶ里町にアプローチするという行動にはならないということですね、現在のところでは。

○町長（武廣勇平君）

枠組みは町民の皆さんにお伺いしてからの行動だと申し上げております。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に進みます。

交通安全について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、議員質疑の県道北茂安三田川線イオン西隣の歩道整備についてということで、状況として御答弁申し上げます。

県につきましては、今現在県が抱えている事業で見通しがつかない継続事業につきましては見直しを行っていくということになっております。議員質問のこの区間につきましても同様で、平成22年度予算をもって事業の完了とするということで県のほうは聞き及んでおります。その予算を今年度に繰り越しをいたしまして土地の御相談をしまいましたが、これができず、今現在、土地の買収済みの区間の最終工事を行っているところでございます。このことにつきましては、当該地権者に対して県のほうよりその旨の通告をされたと聞き及んでおります。

今後、この区間の工事につきましては、継続事業から離れ土地の買収承諾ができたとしても、次年度以降のまずは予算確保から進まなければいけないということを聞き及んでおります。よって、土地ができたといっても、すぐにその予算が県のほうが確保できるかというのは非常に見通しが見えないところということでございます。

議員のほうで先ほど危ない目に遭われたということですので、この事業が完了してその部分だけ残ったとしても、安全対策につきましては、今後県としても町からも要望を入れていきたいと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

ちょっと今答弁を聞いていますと、県も生ぬるいんじゃないですか。強制執行というものあるわけでしょうもん、いざというときは。そういうことはやらないの。

○振興課長（江崎文男君）

今回、この事業につきましては県の事業ということで、強制執行というお話ですけれども、私が担当とのお話の中では、県としては強制執行の方向には行かないということのお話を聞いております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

それでは、強制執行をしない理由を県のほうに確認を入れてください。何で強制執行しないかですね。要するに、あそこは住民の方たちも大変心配してありますよ。あそこで事故があったらね、要するに、郡境地区は結構今人が多いじゃないですか、あそこ出入りが。だから、必ず事故が起きるですよという話が今どんどん出ているんですよ。そういうことをやっぱりきちっと県に申し入れをして、強制執行でもしてちゃんとしてくださいというような気持ちをやっぱり持たないと、よくはならないよ。

じゃ、町長の気持ちをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

今申し上げましたとおり、担当課は県との協議を十分重ねておるようでありますので、担当課と県の協議を見守り、そのとおりに進めていきたいと思っております。

○3番（橋本重雄君）

今の町長の答弁を聞いておると、もう結局できないというような感じが私はとれましたが、どうですかね。

○町長（武廣勇平君）

協議を見守るということと、やらない、できないということは同義語ではないと思っております。

○3番（橋本重雄君）

町長は、やっぱり町民のことを考えれば、幾ら県の事業であろうと、やはり徹夜をしてで

も用地交渉をするぞというような気迫がないことには進まないと思うんですよ。町民の幸せを願うなら、やっぱりそれくらいの気迫を持って立ち向かってくださいよ。あなた若いじゃないですか、24時間頑張りますと言ったんじゃないんですか。私、期待していますよ。頑張ってください。

○町長（武廣勇平君）

県と職員の協議というものは、法令に基づき、その法令の定めに従って実施可能かどうかを協議するものだと思います。その定めの中で、法令を超えてやるべきだということでは、議員がおっしゃる御提案はないと思いますので、法令のもとにさまざまな手段がある余地があれば、それは私も力を尽くしていきたいと思います。

○3番（橋本重雄君）

それは、方法は多分あるでしょう。もう世の中法だらけです。法、法、法、いっぱい法があります。それらの法をくぐり抜けてでもやろうという気持ちをやっぱり示してもらわないと、やっぱりいいことはみんな認めてくれると思いますよ。だから、用地の交渉ができれば仕事は県はすると思うんですよ。もししないということであれば、県会議員さんたちもおつてあるじゃないですか。そういう人たちにもやっぱりお話をして、なるだけ歩道がきちっとできるように、事故がないようにですよ、町民の安全のためにやっぱり頑張ってもらいたいと思います。

法を曲げてとは言えませんが、法をくぐり抜けられる方法はあると思う。だから、用地ができればされるわけでしょう、違いますか。用地交渉に行ったことありますか、ちょっとお尋ねしますが、そんなら。

○町長（武廣勇平君）

ここは議会ですよ。法令を順守しない議論を行うべきという提案は初めて受けましたが、私が申し上げているのは、法令の範囲内でできる手段というものを見出すことが重要だと思っておるところで、その協議を県と担当のほうでされた上で、こういうやり方で行きましょうというものをつくれば力を尽くしていきたいと申し上げているところです。

○3番（橋本重雄君）

町民の切実なる願いですから、町長さん、頑張ってください。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

施政方針並びに主要施策について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議員の御質疑にございました、財政的に平成24年云々でございますが、先ほど冒頭に中期財政計画に当初予算の事業内容が反映されていないということで御質疑を賜ったとお

ります。これについては、中期財政計画が県の申請時期が10月から12月の間にいろいろ協議がされると思っておりますが、当初予算の策定の時期の前に当たりますので、その時点で確実に来年度予算として、来年度事業として見込めるものしか反映できないという実情があり、県の申請期限を変えることはできないということで確認しております。

その上で、岡議員からの御指摘もありましたけれども、今後、事業計画を議会の予算提出の前につくることが、24年度においては4月以降早急に策定することで皆様にお伝えを申し上げ、24年度内に――12月以降と課長は申しましたか、来年度の事業計画等も策定を速やかにつくことで対応をしていきたいというふうを考えております。

○3番（橋本重雄君）

私が尋ねているのと町長が考えているのが若干ちょっと違っているかなと思ったので、ちょっとここでもう一回言いますけれども、要するに、平成24年度の予算書の中に中期財政計画に載っているもの以外のものが入っていないですかというお尋ねをしましたので、入っておれば何が入っている、入っていないか入っていないという答えを出してもらえれば結構です。

○町長（武廣勇平君）

今議論を進めていく中においても、当初、中期財政計画では消防車の購入2台とされておったということですが、23年度に特定防衛施設関連市町村に指定され調整交付金が入ったことに伴い、3台ということで対応を変えたわけでございます。その意味では、中期財政計画にない事業が24年度予算に反映されていると言えらると思います。

○3番（橋本重雄君）

今年はこれはもう提案されておりますので、これによしとして、来年度につきましては、やはり計画と整合性のある予算の組み立てをしていただきたいという要望をしておきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

総合計画審議会について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

総合計画審議会についての審議会の委員の選任についてという橋本議員からのお尋ねにお答えをいたします。

審議会の委員につきましては、上峰町総合計画審議会条例第3条の規定によりまして、委員15人以内で組織すると。委員は町長が委嘱するというふうになっております。

それで、お手元のほうに委員の名簿を配付しておるとしておりますが、今回につきましては審議会の委員15名の方をお願いをしております、23年12月7日に委嘱をいたしております。

それで、御質疑の中で区長というふうなお話ございましたけれども、今回、町長のほう

もお答えをされておりますけれども、第3回総合計画審議会の委員の選任をされておりますけれども、基本的にはそれを踏襲いたしております、それを踏襲した形での委員の選任ということで原課のほうから町長のほうにどうでしょうかという話を持っていております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

私が聞いているのは、区長会の代表さんはどうして入らなかったかという理由を聞いております。やはり町内の総合計画をつくるのに区長さんを見捨てていいですか。私は無視されたくないと思いますけど。やっぱり地域のことを一番おわかりなのは区長さんじゃないでしょうか。その区長さんたちを、要するに代表者の方をこのメンバーの中に入れなかった理由、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

議員が先ほど申されましたが、基本的には前回の総合計画を踏襲して審議会のメンバーの選定を行っているということで、前回も区長会の代表が審議会のメンバーとして、そういう選出のされ方になって入っておられないわけでありますから、それを踏襲した形で御理解いただきたいと思います。

○3番（橋本重雄君）

前回入れられなかったからそれを踏襲したということですが、一般常識で考えてみてください。この総合計画というのは町全体のことを審議するわけでしょう、将来10年間の計画をつくるわけですよ。それに区長さんの代表が入らないというのは、ちょっと私には理解できないですね。世の中変わっていくからですよ、そう言うなら、何でも前回のやつを踏襲しますか。そうじゃないでしょうもん、そのときそのときでやっぱり考えて委員というのは委嘱するわけでしょう。違いますか、お答えください。

○町長（武廣勇平君）

前例踏襲をしなければ、なぜこの方が入ったのかという議論に当然議会はこれまでも言われたことがございますし、前例踏襲することでバランスのいい総合計画ができていたものですから、それを尊重して、前例どおり審議会のメンバーを指名させていただいたところであります。

○3番（橋本重雄君）

それでは、今ここに前回のメンバーがありますので、ここに「農業」って書いてありますので、何の役職をされていたかをお尋ねします。このメンバーの会長が大坪晃さん、「農業」って書いてあります。それから、副会長が大隈良博さん、「農業」って書いてあります。あとはほとんど「代表」って書いてあります。その代表って書いていない——下にもありました、江頭豊さん「農業」ということで、3人が「農業」ってありますけれども、これは何の代表で出てきてあるかをお尋ねします。（「休憩お願いします、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ただいま町長のほうから休憩の要請がございましたけれども、休憩することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午後 3 時 59 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

まず、執行部の答弁からお願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

お答えいたします。

第 3 回総合計画審議会で「農業」という形で備考欄に書かれておりますが、お 3 名の方が役職についていたということは確認できていません。

以上です。

○3 番（橋本重雄君）

今、10 年前の話ですので、なかなかわからない部分もあったかと思えますけれども、私の気持ちとして、やはり区長さんについてはある程度敬意を表して、こういう審議会等にはやっぱり 1 人ぐらい代表を入れられたほうが、今後のこともありますので、そういうことで進んでもらえればというふうな気持ちです。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

百条委員会告発、嫌疑不十分で不起訴になった件について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

私の答弁についての言及がございました。まず、今回謝罪を求めている内容の一部に、広報紙等を活用して、実名を掲載しながら一向に謝罪がないことに対する謝罪というものを求める抗議文を送らせていただいたところでございます。

この百条委員会の一連の経緯の中で、実名を取り上げて社会的なダメージを与えようというような意思を感じてこれまでおりましたので、この検察審査会にかけてという言葉が看過できませんでした。

検察官は通常、収集された証拠から有罪判決を得る見込みが高度にある場合にのみ起訴に

踏み切るということで、これは、起訴に至った時点で被告人推定無罪の原則にかかわらず被告人として極めて大きな社会的ダメージをこうむることを考えれば、合理的な慎重さであるとされており、検察審査会の問題点の一つとして、これは大きく議論をされているところでもあります。

逆に検察審査会制度を裏返して、汚名を着せたまま社会的ダメージを与えることを目的としての発言に聞こえたものですから、私は看過できないということで先般の議会で発言をさせていただきました。実名をさらされながら社会的な名誉をこれ以上毀損させる発言というものはいかなるものかと考え、また、検察審査会は検察官の恣意的な判断によって被疑者が免罪される場合の役割を持つものであって、検察官の判断が恣意的だと考えること自体にも疑問を持ったから、先般の議会での発言となった次第でございます。

○3番（橋本重雄君）

私は検察審査会制度の件で町長の答弁について不満を抱いておりました。それで、今質問の中でいろいろな事例もお話しして、ある程度のこの意味は、私の気持ちもわかってもらったと思うので、今後、町長自体も今度予算に上げてあります項目もありますので、それに向かって真相がはっきりするようになればというふうに思っております。

以上でこの項目も終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で3番議員の質問は終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時20分 散会